

平成21年2月24日

社会保障審議会少子化対策特別部会
第1次報告について

社会保障審議会少子化対策特別部会におきましては、「社会保障審議会少子化対策特別部会第1次報告一次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けて一」をとりまとめました。

よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

社会保障審議会少子化対策特別部会 第1次報告

— 次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けて — (平成21年2月24日)【概要・ポイント版】

- 本部会は、次世代育成支援のための新たな制度体系の設計のため、昨年3月に検討開始、5月に「基本的考え方」をとりまとめ。
- 今後の新たな制度体系の詳細設計に向け、保育を中心に議論の中間的なとりまとめを行うもの。

1 これからの保育制度のあり方について

- 保育をとりまく近年の社会環境の変化（検討の背景）
 - ・ 保育需要の飛躍的増大、ニーズの深化・多様化（働き方の多様化、親支援やすべての子育て家庭への支援の必要性）
 - ・ 人口減少地域における地域の保育機能の維持
 - ・ 急速な少子高齢化に伴う役割の深化（女性が「就労」を断念せずに「結婚・出産・子育て」ができる社会の実現を通じ、社会経済・社会保障制度全体の持続可能性を確保するという緊急的・国家的課題に関わる役割）等

◆ 現行の保育制度の課題

○ スピード感あるサービス量の抜本的拡充が困難

i) 利用保障の弱さ

現行制度は、市町村に「保育の実施義務」を課し、市町村の義務履行を通じ、保護者に保育所が利用される仕組み。

ただし、「保育の実施義務」には「例外」が有り、保育所が足りなければ、「その他適切な保護」（認可外のあっせん）でも可。

ii) 認可の裁量性による新規参入抑制

保育所の認可権者である都道府県に広い裁量有り。待機児童がいる市町村で客観的基準を満たしても、必ずしも認可されず。

iii) 保育の必要性の判断と受入保育所決定の一体実施に伴う需要の潜在化（窓口等での潜在化）

○ 深化・多様化したニーズへの対応が困難

i) 保育の必要性の判断基準のあり方

「保育に欠ける」か否かの判断基準が条例に委ねられており、保育所が足りないと、財政状況との兼ね合い等で基準を厳格に。

ii) 保育の必要性の判断基準の内容

夜間や短時間、求職者だと認められにくい、同居親族がいると認められない等。

○ 認可保育所の質の向上

職員配置、保育士の養成・研修・処遇等

◆ 新たな保育の仕組み ※その実現には財源確保が不可欠

① 市町村が、保育の必要性・量、優先的利用確保（母子家庭、虐待等）の要否を認定。

※ 受入先保育所の決定とは独立して実施（需要の明確化）。認定証明書の交付、認定者の登録管理、待機児童の情報開示を行う。

※ 保育対象範囲、優先的利用確保の基本的事項は、国が基準を設定。
※ パートタイム、早朝・夜間の就労、求職者、同居親族がいる場合も必要性を認定。専業主婦家庭にも一定量の一時預かりを保障。

② 例外ない保育保障：認定を受けた子どもには、公的保育を受けることができる地位を付与。

③ 市町村の実施義務の明示（例外ない公的保育の保障義務、質の確保された提供体制確保義務、利用支援義務、保育費用の支払義務）

④ 利用者が保育所と公的保育契約を締結。

※ 保育所には、応諾義務（正当理由なく拒んではならない）と、優先受入義務（母子家庭、虐待等の優先受入決定）。

⑤ 参入は最低基準により客観的に判断。指定制を基本としつつ、検討。

⑥ 所得に関らず一定の質の保育を保障するため公定価格。必要量に応じた月額単価設定を基本。

○ 認可保育所の質の向上：財源確保とともに詳細検討

・ 保育指針に基づく保育のため、職員配置、保育士の処遇、専門性確保等、施設長や保育士の研修の制度的保障、ステップアップの仕組み等

1 これからの保育制度のあり方について(続き)

◆ 現行の保育制度の課題(続き)

○ 認可外保育施設の質の向上

約23万人にのぼる子どもが利用。利用者の6割は、認可保育所と比較の上で、空きがない等の理由で認可外保育施設を利用。すべての子どもに健やかな育ちを支える環境を保障する必要。

○ 人口減少地域における保育機能の維持・向上

現行は「小規模保育所」でも、定員20人以上が必要。一方、地域の子ども集団の中での成長を保障する必要性。

◆ 新たな保育の仕組み(続き)

○ 認可外保育施設の質の引上げ

- ・ 最低基準への到達に向け、一定水準以上の施設に対して一定期間の経過的財政支援
- ・ 小規模サービス類型の創設

○ 地域の保育機能の維持・向上

- ・ 小規模サービス類型の創設
- ・ 多機能型の支援

等

2 放課後児童クラブについて

◆ 現行制度の課題

- 制度上の位置づけが、市町村の努力義務にとどまっており、利用保障が弱い。質の確保はガイドライン等で対応している。
- 財源面についても、裁量的補助であり、国庫補助基準額と運営費用の実態の乖離が指摘。従事者の処遇も厳しい状況。

◆ 新たな制度体系における方向性

- 質を確保しつつ量的拡充を図ることが重要。
- 基準の必要性やあり方等、制度上の位置づけ(実施責任、利用・給付方式等)、財源面の強化について、さらに検討が必要。

3 すべての子育て家庭に対する支援について

◆ 現行制度の課題

- 各種の子育て支援事業は、市町村の努力義務にとどまっており、実施状況に大きな地域格差。
- とりわけ、一時預かりについては、保育との公費投入の公平性の観点からも、一定の利用保障が求められる。

◆ 新たな制度体系における方向性

- すべての子育て家庭に対する支援の強化が必要。
- 一時預かりの保障強化に向け、制度上の位置づけ・財源面の強化について、さらに検討が必要。
- 各種事業の制度上の位置づけ、財源のあり方等さらに検討。

4 情報公表・評価の仕組みについて

- 職員の雇用形態や経験年数等を含め、サービスの質に関する一定の情報につき、公的主体による情報公表制度の具体化を検討。

5 財源・費用負担について

- 少子化対策は社会経済や社会保障の持続可能性の根幹にかかわるもの。新たな制度体系の実現には財源確保が不可欠であり、社会全体で重層的に支え合う仕組みが必要。新たな制度体系の全体像を検討する中で、以下の点について、引き続き検討。
 - ・ 地方負担については、不適切な地域差が生じないような仕組み、また、公立保育所一般財源化の影響を踏まえた議論
 - ・ 事業主負担については、働き方と関連の深いサービスなど受益と負担の連動、働き方の見直しを促進するような仕組み等

- 今後、本報告を踏まえ、「包括性・体系性」「普遍性」「連続性」を備えた新たな制度体系の具体化に向け、税制改革の動向も踏まえながら、検討を続けていく。

社会保障審議会少子化対策特別部会 第1次報告

一次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けてー

(平成21年2月24日) 【概要・詳細版】

- 本部会は、次世代育成支援のための新たな制度体系の設計のため、昨年3月に検討開始、5月に「基本的考え方」をとりまとめ。
- その後「経済財政改革の基本方針2008」の「保育サービスの規制改革について平成20年以内に結論」等、各方面より様々な指摘。
- 「基本的考え方」やこうした指摘も踏まえ、本部会は9月に検討を再開、制度の具体化に向け、保育を中心に、13回に渡り議論。今後の新たな制度体系の詳細設計に向け、保育を中心に議論の中間的なとりまとめを行うもの。

1 これからの保育制度のあり方について

(1) これまでの保育制度が果たしてきた役割

- 現在の保育制度は、昭和20年代、女性の雇用労働者としての就労が一般的でなかった当時、特に支援を要する「保育に欠ける」子どものために骨格がつけられた。その後、関係者の尽力により、家庭の状況等に関わらず子どもの健やかな育ちを支援。
- 平成9年に、従来の措置制度を一部見直し、市町村が利用者の希望を勘案して入所決定する制度へ。しかしながら、待機児童の解消や地域の保育機能の維持など、近年の社会環境の変化による課題に対応しきれていない現状。

(2) 検討に際しての前提

- 「基本的考え方」に基づき、すべての子どもの健やかな育ちの支援を基本に置くこと、保育の公的性格・特性を踏まえること、人口減少地域等を含めた保育機能の維持、選択できるだけの「質」の確保された「量」の保障・財源確保が不可欠であること等を前提。

(3) 保育をとりまく近年の社会環境の変化（検討の背景）

① 保育需要の飛躍的増大

- i) 共働き世帯の増加…特に支援を要する子どもの措置としての性格から、多くの子育て家庭が広く一般的に利用するサービスへ
- ii) 大きな潜在需要…未就学児のいる母親の「就業希望の高さ」と現実の「就業率の低さ」との大きなギャップ
→女性の就業率の高まりに対応し、子どもに健やかな育ちを支える環境を保障するためには、スピード感ある抜本的拡充が不可欠。

② 保育需要の深化・多様化

- i) 働き方の多様化…子育て期の女性の相当部分はパート等非正規雇用、母親の多くも子どもが小さい間、短時間勤務を希望
- ii) 親支援の必要性の高まり…子育て環境が変化する中、一人ひとりの親と向き合い、成長を支援する必要性
- iii) すべての子育て家庭への支援の必要性…核家族化・地域のつながりの希薄化の中、子育ての孤立感・不安感・負担感が増大

- ③ 地域の保育機能の維持…待機児童がいる都市部等の一方、人口減少が進み、地域の保育機能の維持が困難となる地域も。

(3) 保育をとりまく近年の社会環境の変化（検討の背景）（続き）

④ 急速な少子高齢化への対応－社会経済の変化に伴う役割の深化

…女性が「就労」を断念せずに「結婚・出産・子育て」ができる社会の実現を通じ、我が国の社会経済や、年金・医療・介護を含む社会保障制度全体の持続可能性を確保していくという緊急的・国家的課題に関わる新たな役割が期待されるように。

⑤ 多額の公費投入を受ける制度としての透明性・客観性等の要請…年間1兆円の公費投入がある制度となったことに伴う要請

(4) 現行の保育制度の課題

① スピード感あるサービス量の抜本的拡充が困難

i) 利用保障の弱さ

現行制度は、市町村に「保育の実施義務」を課し、市町村の義務履行を通じ、保護者に保育所が利用される仕組み。

ただし、「保育の実施義務」には「例外」が有り、保育所が足りなければ、「その他適切な保護」もあり得る(認可外のあつせんでも可)。

このように、個人に対する利用保障が弱い上、厳しい財政状況との兼合いから市町村の基盤整備も困難な仕組み。

* 他の社会保障制度(医療・介護・障害)では、認定等でサービスの必要性が客観的に認められれば、例外なく受給権が生じ、保険者又は行政が、義務的にサービス利用に伴う費用を支払う仕組み。

ii) 認可の裁量性による新規参入抑制

保育所の認可権者である都道府県に広い裁量有り。待機児童がいる市町村で客観的基準を満たしていても、必ずしも認可されず。

* 他の社会保障制度(医療・介護・障害)では、客観的基準を満たした事業者は、原則として給付対象として指定される仕組み。

iii) 主体間の補助格差や運営費の使途制限等による新規参入抑制

NPOや株式会社は施設整備補助の対象外。また、運営費収入の使途制限により、既存施設による経験を活かした新規開設に制約。

iv) 保育の必要性の判断と受入保育所決定の一体実施に伴う需要の潜在化

市町村が保育の必要性の判断と受入保育所決定を一体的に実施。定員より過剰になると、窓口等で需要を潜在化させやすい側面。

② 深化・多様化したニーズへの対応

i) 保育の必要性の判断基準のあり方

「保育に欠ける」か否かの判断基準が条例に委ねられており、保育所が足りないと短時間就労は認めないなど、財政状況との兼合い等で基準を厳しくせざるを得ない傾向。また、地域により、母子家庭や虐待事例等の十分な利用確保がなされていない。

ii) 保育の必要性の判断基準の内容

夜間や短時間、求職者だと認められにくい、同居親族がいると認められない等。

iii) 保護者と保育所との関係性

実情を最も良く理解している保護者・保育所の当事者間で、より良い保育に向けた相互理解や協働をより深めていけるような、より向
き合った仕組みの制度的な保障

等

(4) 現行の保育制度の課題（続き）

③ 認可保育所の質の向上

- i) 最低基準のあり方（居住地域にかかわらず子どもに健やかな育ちを支援する環境を保障しつつ、地域の創意工夫を活かせる仕組みの要請）
- ii) 最低基準の内容（子どもの発達保障のための施設設備・従事者の資質・配置のあり方）
- iii) 保育士の養成・研修・処遇等（保育の量の抜本的拡充に向けた計画的養成、専門性向上に向けた研修、処遇改善等）

等

④ 認可外保育施設の質の向上

- ・ 現在、約1万箇所の認可外保育施設を約23万人の子どもが利用（認可保育所の施設数の1/2、利用児童数の約1割）。一部の補助・助成を除き、制度的な公費投入はない。
- ・ 個人立の小規模施設が多く、面積基準を満たしているのは6割以上、調理室は約半数、保育士比率は約6割という現状。
- ・ 利用者の6割は、認可保育所と比較の上で、空きがない等の理由で認可外保育施設を利用しており、すべての子どもに健やかな育ちを支える環境を保障するため、最低基準の到達に向けた支援が必要。また、公平性確保のための方策も要検討。

⑤ 人口減少地域における保育機能の維持・向上

- ・ 現行制度では、過疎地域等のための「小規模保育所」（認可保育所）の制度があるが、定員20人以上が求められる。また、「へき地保育所」（認可外保育施設）であれば10人で足りるものの、財政支援が一定水準にとどまる。一方、人口減少地域では、一般に非常に厳しい財政状況を抱えている中、すべての子どもに地域の子ども集団の中での成長を保障する必要性。

⑥ 多様な保育サービスについて

i) 休日保育・夜間保育等

- ・ 現行制度では、実施の可否を市町村の判断に委ねているが、整備が進まず（認可保育所に占める実施率は休日保育3.8%、夜間保育0.3%）。事実上、休日・夜間は認可外保育施設の利用とならざるを得ない場合が多く見られる。

ii) 病児・病後児保育

- ・ 現行制度では、実施の可否を市町村の判断に委ねているが、整備が進まず（認可保育所の利用児童約2700人に1箇所、1市町村当たり0.4箇所）。また、現行の補助制度は、施設類型毎の単一な単価設定で、受入人数規模や実績に対応せず。
- ・ 一方、病児・病後児保育は、利用者数の変動が大きく、運営が安定し難い特質。こうした特質と事業実績の双方に配慮した拡充方策が必要。

(5) 今後の保育制度の姿 ー新たな保育の仕組みー (※その実現には財源確保が不可欠であることに留意が必要)

〈保育制度のあり方に関する基本的考え方〉：すべての子どもの健やかな育ちの支援が基本。「質」の確保された「量」の拡充が必要。中期プログラムを踏まえた財源確保とともに必要な改革を行うべき。また、子どもの健やかな育成は「未来への投資」として国が責任をもって取り組むべきもの。国・地方を通じた公的責任の強化が必要。

① 保育の必要性等の判断

i) 基本的仕組み

- 市町村が保育の必要性・量、優先的に利用確保されるべき子ども(母子家庭、虐待等)について、受入保育所の決定とは独立して判断を実施。その旨の認定証明書の交付、認定者の登録管理、待機児童の情報開示を行う。
- 需要を明確化し、客観的に必要性が判断された子どもに公的保育を受けることができる地位を付与(例外ない保育保障)
- ※ 保育所には、応諾義務(正当な理由なく拒んではならない)と、優先受入義務(母子家庭、虐待等の場合の優先受入)を課す。

ii) 判断基準の設定

- 保育対象範囲、優先的に利用確保されるべき子ども(母子家庭、虐待等)の基本的事項は、国が基準を設定。その上で地域の実情に応じた基準の設定を可能に(人口減少地域での子ども集団の保障、きめ細かな判断基準等)

iii) 判断基準の内容

- パートタイム、早朝・夜間の就労、求職者、同居親族がいる場合でも必要性を認定。
- 専業主婦家庭に対しても、一定量の一時預かりを保障。

iv) 保障上限量

- 利用者ごとに、保障上限量(時間)を、例えば週当たり2～3区分程度を月単位で判断。(就労・通勤時間と子どもの生活の連続性等に配慮した適切な保育を行う観点を考慮し、さらに検討。)

v) 優先的に利用確保されるべき子ども(母子家庭、虐待等)のための仕組み

- 市町村が優先を判断した子どもについては、保育所に優先受入義務を課す。

vi) 「欠ける」という用語の見直し

- 「保育に欠ける」という用語について、例えば「保育を必要とする」など、ふさわしいものに見直す。

② 保育の提供の仕組み

i) 利用保障の基本的仕組み

- 市町村に、保育を必要とする子どもに質の確保された公的保育が着実に保障されるための以下の実施責務を法制度上課す。
 - ア) 保育の必要性が判断された子どもに、質の確保された公的保育を受けることができる地位を付与(公的保育の保障)
 - イ) 質の確保された公的保育の提供体制確保責務(地域の提供基盤整備責務、最低基準・保育指針等の指導監督、研修実施等)
 - ウ) 利用支援責務(利用調整、公的保育契約の締結・履行支援)
 - エ) 保育の費用の支払い義務

ii) 利用方式

- 市町村がア)～エ)の公的責任を果たす三者の枠組みの中で、利用者が保育所と公的保育契約を締結。(新たな三者関係)

iii) 利用者の手続き負担や保育所の事務負担に対する配慮

- 利用者の申込手続きや、事業者の募集・選考等の円滑・公平な実施のため、市町村の関与やコーディネートの一環として検討。

③ 参入の仕組み

- i) 基本的仕組み : 「質」の確保されたスピード感ある拡充のため、最低基準により客観的に判断。指定制を基本としつつ、検討。
- ii) NPO法人等に対する施設整備補助 : 施設整備費(減価償却費)相当額の運営費上乗せを検討。ただし、集中的整備促進のための補助や、経過期間における改修費用等の補助は維持。(社会福祉法人の特性を考慮)
- iii) 運営費の使途制限 : 他制度の例も参考に見直し。会計基準の適用は引続き検討。株式配当の可否も引続き慎重に検討。
- iv) 多様な提供主体の参入や「量」の抜本的拡充に際しての「質」の担保・指導監督
突然の撤退等により、子どもの保育確保が困難とならないような措置(指定基準のあり方等)について、さらに検討。

④ 最低基準 : 客観的基準(最低基準)を満たす事業者を費用の支払いの対象とし、質を確保。

⑤ 費用設定

- 所得にかかわらず一定の質の保育を保障するため、公定価格(公費による補助額+利用者負担額)。
- 利用量(※実利用量ではなく必要量)に応じた月額単価設定を基本としつつ、安定的運営に配慮。
- 保育料(利用者負担)のあり方については、所得に対する十分な配慮を基本に、今後、具体的あり方を検討。

⑥ 費用の支払い方法

- 市町村が、保育の費用の支払い義務を負う。
- 保育料の決定は、国の定める基準の下、市町村が行う。保育料徴収は、具体的方策(市町村と保育所の役割等)をさらに検討。

⑦ 認可保育所の質の向上 : 以下について、保育所保育指針に示された保育を進めるため、財源確保とともに、さらに詳細を検討。

- 保育所に求められる役割、専門性の高まり等に対応した職員配置、保育士の処遇、専門性確保等
- 施設長や保育士の研修の制度的保障、実務経験と研修受講を通じてステップアップが図れる仕組み
- ステップアップした者の配置に対する費用支払い上の評価等による処遇改善
- 保育の質が子どもの育ちに与える影響等について、科学的・実証的な調査・研究により、継続的に検証を行う仕組みを構築 等

⑧ 認可外保育施設の質の引上げ

- 最低基準を満たした施設を費用支払いの対象とすることを基本とする。
- 最低基準到達支援(最低基準への到達に向けた一定水準以上の施設に対する一定期間の経過的財政支援)が必要。
- 小規模サービス類型の創設

⑨ 地域の保育機能の維持・向上

- 小規模サービス類型の創設、多機能型の支援、人口減少地域において保育所が担ってきた機能のあり方をさらに検討。

⑩ 多様な保育サービス

- 休日保育・早朝・夜間保育 : 早朝・夜間帯の保育の基準について、その特性を踏まえ、さらに検討。
- 延長保育・特定保育 : 保障上限量を超える利用に対する財政支援、働き方の見直しを踏まえた負担のあり方を併せて検討。
- 病児・病後児保育 : 事業者参入を促進し、実績を評価しつつ安定的運営も配慮した給付設定。

⑪ 情報公表・評価の仕組み : 職員の雇用形態や経験年数等を含め、質に関わる一定の情報を保育所自身と公的主体が公表。

⑫ 今後の検討 : 今後の検討において、定員別保育単価の維持等、保育関係者からの意見も考慮しながら検討を進める。

2 放課後児童クラブについて

(1) 現行制度の課題

- 保育と同様に、大きな潜在需要に対応した量の抜本的拡充に向け、場所・人材の確保が大きな課題。
- 制度上の位置づけも、市町村の努力義務にとどまっており、利用保障が弱い。質の確保はガイドライン等で対応している。
- 財源面についても、裁量的補助であり、国庫補助基準額と運営費用の実態の乖離が指摘。従事者の処遇も厳しい状況。

(2) 新たな制度体系における方向性

- 質の確保を図りつつ、量的拡充を図ることが重要。小学校の活用とともに、財源確保と併せ人材確保のための処遇改善が必要。
- 基準の必要性やあり方等、制度上の位置づけ(実施責任、利用・給付方式等)、財源面の強化について、さらに検討が必要。

3 すべての子育て家庭に対する支援について

(1) 現行制度の課題

- 各種の子育て支援事業は、市町村の努力義務にとどまっており、実施状況に大きな地域格差。
- とりわけ、一時預かりについては、保育との公費投入の公平性の観点からも、一定の利用保障が求められる。

(2) 新たな制度体系における方向性

- すべての子育て家庭に対し、子育ての孤立感・不安感・負担感の解消に向け、支援を強化する必要性。
- 一時預かりの保障強化に向け、制度上の位置づけ(実施責任、利用・給付方式等)、財源面の強化について、さらに検討が必要。
- 相談援助やサービス利用調整等を含む子育て支援のコーディネート機能の位置づけ、地域子育て支援拠点事業の量的拡充や機能充実、各種事業の担い手の育成等についてさらに検討が必要。制度上の位置づけ、財源のあり方についてもさらに検討。

4 情報公表・評価の仕組みについて

- 利用者のより良い選択、サービスの質の確保・向上等に向け、職員の雇用形態や経験年数等を含め、サービスの質に関する一定の情報につき、公的主体による情報公表制度の具体化に向けさらに検討。
- 第三者評価制度については、評価機関の質の向上、受審促進の方策等についてさらに検討。

5 財源・費用負担について

- 社会保障国民会議最終報告の指摘のとおり、少子化対策は国の社会経済や社会保障全体の持続可能性の根幹に関わるもの。新たな制度体系の実現には財源確保が不可欠であるが、必要な負担を次世代に先送りすることはあってはならない。社会全体(国・地方・事業主・個人)で重層的に支え合う仕組みが必要であることを前提に、新たな制度体系の全体像を検討する中で、以下の点について、引き続き検討。
 - ・ 地方負担については、不適切な地域差が生じないような仕組み、また、公立保育所一般財源化の影響を踏まえた議論
 - ・ 事業主負担については、働き方と関連の深いサービスなど受益と負担の連動、働き方の見直しを促進するような仕組み等

- 今後、本報告を踏まえ、「包括性・体系性」「普遍性」「連続性」を備えた新たな制度体系の具体化に向け、税制改革の動向も踏まえながら、検討を続けていく。

社会保障審議会少子化対策特別部会 第1次報告
一次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けて一

平成21年2月24日

【 目 次 】

<u>はじめに</u>	… P 2
<u>1 これからの保育制度のあり方について</u>	
(1) これまでの保育制度が果たしてきた役割	… P 4
(2) 新たな保育サービスの提供の仕組みの検討に際しての前提	… P 5
(3) 保育をとりまく近年の社会環境の変化（保育制度の検討が必要となっている背景）	… P 5
(4) 現行の保育制度の課題	… P 9
(5) 今後の保育制度の姿	… P 20
<u>2 放課後児童クラブについて</u>	
(1) 現行制度の課題	… P 32
(2) 新たな制度体系における方向性	… P 33
<u>3 すべての子育て家庭に対する支援について</u>	
(1) 現行制度の課題	… P 35
(2) 新たな制度体系における方向性	… P 36
<u>4 情報公表・評価の仕組みについて</u>	
(1) 情報公表について	… P 38
(2) 評価の仕組みについて	… P 38
<u>5 財源・費用負担について</u>	… P 39
<u>6 その他</u>	… P 40
<u>終わりに</u>	… P 41

はじめに

社会保障審議会少子化対策特別部会においては、平成19年末の『子どもと家族を応援する日本』重点戦略』のとりまとめを受け、昨年3月より、6回に渡り議論を行い、昨年5月20日、「次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けた基本的考え方」（以下「基本的考え方」という。）をとりまとめた。【別紙5】

「基本的考え方」においては、新たな制度体系が目指すものとして、「すべての子どもの健やかな育ちの支援」を基本におくとともに、「国民の希望する結婚・出産・子育てが実現できる社会」としていくこと、また、「未来への投資」として将来の我が国の担い手の育成の基礎を築いていくことを確認した。

また、新たな制度体系に求められる要素として、「包括性・体系性」（様々な考え方に基づいて実施されている各種の次世代育成支援策の包括化・体系化）とともに、「普遍性」（誰もが、どこに住んでいても、必要なサービスを選択・利用できること）、「連続性」（切れ目ない支援が行われること）を備えるべきものと確認した。

さらに、我が国の次世代育成支援に対する財政投入量は、欧州諸国と比較して際だって低水準であることも踏まえれば、今後、一定規模の効果的財政投入が必要であり、そのための負担は、税制改革の動向を踏まえつつ、社会全体（国、地方公共団体、事業主、個人）で重層的に支え合う仕組みが求められることを確認した。

その後も、「保育サービスの規制改革について平成20年内に結論を得る」とこととされた「経済財政改革の基本方針2008」（昨年6月27日閣議決定）をはじめとして、次世代育成支援に関しては、各方面より様々な指摘がなされている。

また、社会保障国民会議最終報告（昨年11月）においては、新たな制度体系の構築に向け、潜在的な保育サービス等の需要に対し、速やかにサービス提供されるシステムとすることや、子どもや親の視点に立った仕組みとすること等に対する期待が寄せられている。また、少子化対策は、社会保障制度全体の持続可能性の根幹にかかわる政策であり、その位置付けを明確にした上で、効果的な財政投入を行うことが必要であり、「未来への投資」として、国・地方・事業主・国民が、それぞれの役割に応じ、費用を負担していくよう、合意形成が必要等とされた。

さらに、その後、「持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた『中期プログラム』」（昨年12月24日閣議決定）において、税制抜本改革により安定財源を確保すべき施策の中に、少子化対策が位置付けられた。また、同プログラムにおいては、改革の諸課題を記載した「社会保障の機能強化の工程表」の中に、少子化対策に関する新たな制度体系の設計の検討が位置づけられた。

本部会においては9月に議論を再開し、これらの各方面の指摘も踏まえ、制度の具体化に向け、保育の提供の新しい仕組みを中心に、9月以降13回に渡り、議論を重ね、このたび、今後の新たな制度体系のさらなる検討に向け、議論の中間的と

りまとめとして第1次報告を行うものである。【別紙3】

なお、検討に際しては、

- ・ 日々子育てに向き合っている保護者の支援はもちろんのこと、いかに「子どもの視点」を尊重する仕組みとするかが重要であること
 - ・ 都市部と地方部等、地域により子育て支援の課題やニーズに違いがあることを踏まえ、地域にかかわらず保障されるべき共通の施策とともに、地域の特徴に応じた柔軟な施策の展開を促すことのできる仕組みとする必要があること
- という認識の下に取り組んできた。これらは今後の詳細設計に際しても重要な視点である。

また、本第1次報告は、仕事と子育ての両立支援、とりわけ保育制度のあり方を中心としたものとなったが、次世代育成支援のためには「すべての子育て家庭への支援」も同様に重要な課題であり、今後十分に議論が深められる必要がある。

さらに、少子化の流れを変えるためには、次世代育成支援のための給付・サービス基盤の拡充のみならず、男女を通じた働き方の見直しによる「仕事と生活の調和」の実現が「車の両輪」として力強く進められることが不可欠である。

『子どもと家族を応援する日本』重点戦略（平成19年12月27日少子化社会対策会議決定）においても、「結婚」「出産」「子育て」に関する国民の希望と現実の間には大きな乖離があり、その乖離を生み出している要因としては、「結婚」については若い人々の経済的基盤、雇用・キャリアの将来の見通し、安定性に対する不安が、また、「出産」については子育てしながら仕事を続けられる見通しや仕事と生活の調和の確保度合いの低さ等が指摘されている。

当部会の今後の検討に際しても、常に、この「仕事と生活の調和」の実現の重要性を意識しながら進められる必要がある。

加えて、子どもの健やかな育成は、保護者はもちろん、地域社会や子育て支援に関わる者など、社会全体で取り組むべきものである。このことを国民全体で共有しながら、今後のさらなる議論を進めていく必要がある。

1 これからの保育制度のあり方について

(1) これまでの保育制度が果たしてきた役割

- 現行の保育制度は、昭和 20 年代に、未だ核家族化が進んでおらず、また、女性の雇用労働者としての就労が一般的でなかった時代に、特に支援を必要とする家庭（「保育に欠ける」児童）に対する福祉として、その骨格がつくられた。その後、昭和 36 年に「保育に欠ける」旨の判断に関する基準が通知により示されるなどして今日に至っている。
- その後、保育関係者の長年の尽力により、我が国は、家庭の状況や保護者の所得にかかわらず、すべての子どもに健やかな育ちを支える環境を保障してきた。諸外国に比べ、決して手厚いとは言えない従事者の配置の中で、累次の保育所保育指針の改定に対応し、入所する児童の最善の利益を第一に考え、その福祉を積極的に推進することに最もふさわしい生活の場を目指し、乳幼児の健全な心身の発達を図るための努力が重ねられてきた。保護者からの保育所に対する信頼は一般に厚く、社会から寄せられる期待も非常に大きい。
- また、少子化が進み、地域の中で子ども同士の交わりを通じた成長が保障しづらくなっている中、保育所は、全国を通じ、集団の中で子どもが成長する機会を保障する役割も担っている。我が国では、人口減少が進む過疎地域であったとしても、ほぼすべての子どもに、小学校就学前に集団の中で子どもが成長する機会を保障できるようになっており、このような地域においては、とりわけ保育所が多くの子どもの育ちを担っている。
- さらに、待機児童の多い都市部を中心に、定員を超過しながらの積極的な受入れにも努めるなど、限られた保育資源の中で、可能な限りの受入れの努力がなされてきた。また、近年は、「保育に欠ける」子どもに対する保育のみならず、地域の核として、多様な子育て支援に取り組む場面も多く見られるようになってきている。
- こうした中、平成 9 年には、従来の措置制度を一部見直し、利用者が入所希望保育所を記載した上で、市町村へ利用申込みをし、市町村が利用者の希望を勘案して入所決定する制度に改めることにより、利用者による選択を可能とする仕組みを目指した。しかしながら、後述するように、利用者に対するサービス保障が弱く、また、事業者の新規参入が行政の広い裁量に委ねられていることから、その範囲内において、より適正な判断を目指し、財政状況との兼ね合いから厳格にならざるを得ない等により、都市部を中心に待機児童が解消されておらず、真に選択が可能な状況に至っていない。また、人口減少が進む地域において、統廃合を迫られ、地域の保育機能の維持が難しくなっている等、近年の社会環境の変化に対応しきれていない現状がある。

(2) 新たな保育サービスの提供の仕組みの検討に際しての前提

- 本部会は、昨年5月の「基本的考え方」において、質の確保された保育サービスを量的に拡大し、利用者の多様なニーズに応じた選択を可能とするため、保育の公的性格・特性を踏まえた新たな保育メカニズム（完全な市場メカニズムとは別個の考え方）として、新たな提供の仕組みを検討していく方向を示したところである。
- こうした「基本的考え方」を踏まえ、新たな保育の提供の仕組みの検討に際しての前提を以下のように整理した。
 - ◇ 良好な育成環境の保障を通じたすべての子どもの健やかな育ちの支援が必要であり、所得等によって利用できるサービスの質など子どもの発達保障が左右されない仕組みが必要であること
 - ◇ 情報の非対称性や、質や成果の評価に困難が伴うこと、選択者（保護者）と最終利用者（子ども）が異なることといった保育サービスの特性を踏まえ、保護者の利便性等の視点だけでなく、子どもの健全な発達保障の視点が重要であること
 - ◇ 親としての成長の支援など保育サービスの提供者と保護者の関係は経済取引関係で捉えきれない相互性があること
 - ◇ 急速な児童人口減が現実化している地域の保育機能の維持・向上が図られるような仕組みが必要であること
 - ◇ 保育サービスは、利用の態様等から、生活圏で提供されることが基本の地域性の強いサービスであること
 - ◇ 新しい仕組みを導入する場合には、保育サービスを選択できるだけの「量」が保障されること、また、それを裏付ける財源の確保がなされることが不可欠であること

(3) 保育をとりまく近年の社会環境の変化（保育制度の検討が必要となっている背景）

こうした検討の前提も踏まえ、保育をとりまく近年の社会環境をみると、以下のような変化が見られる。

① 保育需要の飛躍的増大

i) 共働き世帯の増加(サービスの一般化)

我が国は、1990年代頃まで、被雇用者である夫と専業主婦から構成される世帯が多数を占め、被雇用者の共働き世帯は少数であった。しかしながら、1997年を境に共働き世帯が専業主婦世帯を上回り、その後も、共働き世帯の割合が年々増加し続けている。

このように、女性の雇用労働者としての働き方が一般化した今日、保育は、特別に支援を必要とする家庭に対する措置としての性格から、多くの子育て家庭が広く一般的に利用するサービスへと変化し、多くの子どもの健やかな育ちの基盤としての役割を担うようになってきた。

ii) 大きな潜在需要(未就学児がいる母親の「就業希望の高さ」と現実の「就業率の低さ」との大きなギャップ)

それでもなお、我が国は、未就学児がいる母親の就業率が相当低い水準にあり、欧州諸国と比較しても際だっている。

しかしながら、これは我が国の女性の就業意欲が低い結果では決してない。現在、働いていない未就学児がいる母親であっても、就業希望を持っている者は非常に多く、「就業希望の高さ」と現実の「就業率の低さ」との間には、大きなギャップが存在する。そして、未就学児がいる母親のうち、実際に働いている者の率（就業率）と、働いていないが就業希望を持っている者の率（潜在的就業率）を足し合わせると、スウェーデンやフランスといった女性の労働市場参加が進んだ欧州諸国に近い水準に到達する。

今後、こうした未就学児がいる母親の就業希望の実現を支え、女性の労働市場参加を進めていく中で、すべての子どもに健やかな育ちを支える環境を保障していくためには、昨年2月の「新待機児童ゼロ作戦」で示されたように、質の確保された保育サービス量を、スピード感をもって抜本的に拡充することが不可欠となってきた。

② 保育需要の深化・多様化

i) 働き方の多様化(短時間・夜間・休日等)

一方で、我が国の女性の働き方を見ると、依然として第一子出産を機に退職する女性が多く、その後正社員としての復職が必ずしも容易でないこともあり、子育て期である30～40代の女性の相当部分は、パートを中心とする非正規雇用となっている。

また、女性の育児期の働き方に対する希望を見ても、子どもが0歳の間は、育児休業の取得や育児に専念することを希望し、子どもが1歳～小学校就学前の間は、短時間勤務を希望し、小学校就学後には、フルタイムで残業のない働き方を希望する母親が多くを占めている。

また、少数ではあるが、医療現場などの交代制勤務者やサービス業など、夜間・深夜・休日に就労する女性もいる。その一方で、夜間・深夜・休日の保育の受け皿の整備はほとんど進んでいない。このため、夜間・深夜・休日に就労する場合、ベビーホテルなど公費の支援がない認可外保育施設に頼らざるを得ない現状にある。

ii) 親支援の必要性の高まり

核家族化が進んだ今日においては、子育て経験を有する祖父母と同居する者は少なく、日々の子育ての中で支援や助言を受けながら、自然に子育ての力を高めていくことが難しい。

また、現在の母親世代は、自らの兄弟姉妹の数も減少しており、年の離れた兄弟姉妹の育ちを間近で見た経験も少なく、自らの子育て力に自信が持てないと感じる親が増えている。

加えて、地域のつながりも希薄化し、近隣の支援が期待しにくくなっており、孤立感・不安感・負担感も大きい。

さらに、働き方の見直しが進められるべき一方で、現実には、子育てと仕事の両立は様々な局面において容易ではない。

このように子育て環境が変化する中、保育は、子どもを預かり、養護と教育を行うのみならず、一人ひとりの親と向き合い、親としての成長や、仕事をしながら子どもを健やかに育てていくことを支援する役割が求められてきている。

iii) すべての子育て家庭への支援の必要性

核家族化が進み、地域のつながりも希薄化する中で、従来一般的であった親族や近隣の支援が得られにくくなり、親が孤立感・不安感・負担感の中で子育てに向き合う場面が増えている。こうした側面は、保育所等による支援がなされにくい専業主婦家庭により強く見られる。

③ 地域の保育機能の維持の必要性

一方、人口減少が進み、地域の保育機能の維持が困難となっている地域もみられる。

小学校就学前に幼稚園又は保育所を経験した比率（幼児教育経験者比率）を見ると、1970年頃は全国と過疎地域とでは大きな格差があったが、近年はほぼ格差がなくなり、過疎地域においても、ほとんど（97%）の子どもが小学

校就学前に集団の中で成長する機会を得られるようになってきた。

しかしながら、こうした人口減少地域においては、年々児童数が減少し、地域の子どもに、集団の中での成長を保障していくことが困難となってきた。子どもの健やかな育ちのためには、子ども同士の関わりが欠かせない。児童数が減少し、自然には子ども集団が形成されにくい地域にこそ、保育所の機能の維持が大きな意味を持つ。

待機児童の解消という緊急度の高い大きな課題のみならず、こうした児童人口が急速に減少する地域における保育機能の維持という両方の課題に、地域の実態の差を把握しつつ、取り組んでいく必要がある。

④ 急速な少子高齢化への対応 — 社会経済の変化に伴う役割の深化

我が国は、近年の急速な少子高齢化によって、

- ・ 女性が「結婚・出産」のために「就労」を断念すれば、労働市場参加が進まないことにより、中期的（～2030年頃）な労働力人口の減少が避けられず、
- ・ 逆に、「就労」のために「結婚・出産」を断念すれば、出生率の低下を通じた人口減少により、長期的（2030年以降）な労働力確保が困難となるという状況におかれており、女性の労働市場参加の促進と、国民が希望する結婚・出産・子育ての実現という二兎を追わなければならない状況におかれている。

そして、労働力人口の減少は、経済成長を大きく制約し、ひいては年金・医療・介護を含む我が国の社会保障全体の持続可能性に大きな影響を及ぼす。

こうした中で、保育は、現に「保育に欠けている」子どもに対する福祉という従来からの役割を超え、女性が「就労」を断念せずに「結婚・出産・子育て」ができる社会の実現を通じ、我が国の社会経済や社会保障全体の持続可能性を確保していくという緊急的・国家的課題に関わる新たな役割が期待されるに至っている。

そして、この保育の新たな役割は、すべての子どもに健やかな育ちを支える環境を保障しながら果たしていかなければならない。

⑤ 多額の公費投入を受ける制度としての透明性・客観性等の要請

近年の保育需要の飛躍的増大に伴い、保育制度は、国・地方を通じ、年間1兆円もの公費投入を受ける制度となっており、様々な次世代育成支援策の中でも、児童手当制度に並び、最も大きな公費が投じられている。

こうした多額の公費投入を受ける制度としての透明性・客観性等の確保が求められるようになってきており、また、財源の公平・公正な配分が重要な

課題となっている。

(4) 現行の保育制度の課題

① スピード感あるサービス量の抜本的拡充が困難

「待機児童の解消」が重要な政策課題となって久しい。この間、現行制度の下で、各自治体による保育所の整備が続けられてきた。しかしながら、過去5年間（平成15～20年）をみても、13万人の定員増に対し、待機児童は7千人しか減少していない。

これは、行政に入所申込みをすることにより「待機児童」として把握されている数は、顕在化した一部の需要であり、その背後には、保育が利用できないために求職活動もできずに就労を断念するなど、申込み以前に保育の利用を諦めていたり、「待機」する余裕なく認可外保育施設の利用に至っているなどの大きな「潜在需要」があることを示している。

先に述べた女性の就業希望を実現するためには、昨年2月の「新待機児童ゼロ作戦」において示されたとおり、今後10年間で、保育サービスの提供率（その年齢の子どもに占める保育サービス利用児童の割合）を、0～2歳で20%（平成19年度）から38%に引き上げることが必要とされており、従来のペースを遙かに上回る抜本的な拡充が求められている。

一方、待機児童はごく一部の限られた都市の問題であるという認識がなされやすい。しかしながら、既に顕在化している待機児童だけを捉えても、待機児童のいる市町村数は全国の2割を占め、また、当該市町村に居住する子育て世代（20～39歳）の人口は7割近くに達する。

さらに、働く希望を持つすべての女性が保育を利用できるためには、現在、既に待機児童として把握され顕在化している需要を遙かに上回る「潜在需要」が存在していることを踏まえる必要がある。今、既に顕在化している待機児童を解消しても、女性の就業率が上昇すれば、過去においてもそうだったように、次々と潜在需要が出てくると考えられる。人口減少が著しい地域などに対する配慮とともに、全国的な課題として取り組んでいくことが求められる。

このように、保育の量のスピード感ある抜本的拡充は喫緊の課題であるが、他方、現行制度には以下の制度的課題がある。

i) 利用保障の弱さ（市町村が、財政状況との兼合い等で、保育が受けられないことも許容せざるを得ない仕組み）

現行制度では、市町村に対して、「保育の実施義務」（認可保育所において保育する義務）を課しており、市町村による義務履行（＝公立保育所において自ら保育するか、私立保育所へ保育を委託）を通じて、保護者に認可保育所が利用される仕組みとなっている。

ただし、「保育の実施義務」には例外が設けられており、「付近に保育所がない等やむを得ない事由」があるときは、「その他適切な保護」（認可外保育施設のあっせんでも可）もあり得るという制度となっている。

このように、現行制度においては、個人が保育サービスを利用できるか否かが市町村の判断に委ねられており、特に、地域に認可保育所が足りない場合には、「保育に欠ける」と判断された場合であっても、市町村が財政状況との兼合い等で、支援を受けられないことも許容せざるを得ない仕組みとなっている。このように、個人に対しては、権利としての利用保障がなされない上、市町村に対しても、厳しい財政状況との兼合いから認可保育所の基盤整備が困難な仕組みとなっている。

一方、他の社会保障制度（医療・介護・障害）においては、近年の改革もあり、行政による認定等によって客観的にサービスの必要性が認められた者に対しては、例外なく受給権が生じ、受給権に基づくサービス利用に伴う費用の支払いを、保険者又は行政が義務的に行う仕組みとなっている。

ii) 認可の裁量性による新規参入抑制

さらに、現行の保育所の認可制度には、認可権者である都道府県に、認可の可否の判断に対する幅広い裁量が認められている。このため、待機児童がいる市町村で、かつ、客観的な基準を満たしている事業者からの申請であったとしても、地域の直面する状況によっては、必ずしも認可されないこともある制度となっている。

一方、他の社会保障制度（医療・介護・障害）においては、客観的な基準を満たした事業者は、入院・居住系を中心とする一部のサービスを除き、給付対象として指定される仕組みとなっており、指定拒否できる事由が限定的に列挙されている。このように、原則として、行政が供給量を抑制することのない、透明度の高い仕組みとなっている。

とりわけ介護・障害については、従来は、新規の事業者参入に対し、行政が幅広い裁量を有する仕組みを採ってきたが、近年の改革により、i) の利用保障の強化（行政による客観的な認定に基づく受給権の付与）とも併せ、客観的な基準を満たした事業者に対する裁量性のない指定制を導入したことにより、飛躍的なサービス量の拡充が図られた。これらの制度にはそれぞれ

課題があるものの、サービス量の拡充に際しては、制度改革により大きな成果を挙げている。

iii) 主体間の補助格差や運営費の使途制限による新規参入抑制

また、現行制度においては、初期投資費用である施設整備費用については、保育所運営費負担金においては手当てせず、「次世代育成支援対策施設整備交付金」（ハード交付金）において手当しているが、同交付金は社会福祉法人や公益法人等のみを対象としており、NPO法人や株式会社に対しては手当されない。このように、公費投入におけるイコールフットリングが図られていないために、NPO法人や株式会社において初期投資費用の回収が難しく、新規参入が活発に進みにくい現状にある。

さらに、保育所運営費負担金の使途制限において、原則として当該保育所の運営費に充当することを求めており、新規の保育所設置費用への充当に一定の制限を設けているため、保育所の運営実績のある法人が、その経験を活かした新規開設を行うことに制約がある。また、保育所の土地建物の賃借料への充当にも一定の制限が設けられているため、賃借による機動的な保育所設置が図られにくい。さらに、株式会社の配当への充当が認められていないため、株式会社として参入しづらいとの指摘がある。

会計基準の適用においても、株式会社であっても、社会福祉法人会計基準の適用を求めており、事務的負担が大きいという指摘もある。

iv) 保育の必要性の判断と受入保育所決定の一体実施に伴う需要の潜在化

さらに、現行制度においては、市町村が、個々人の保育の必要性の判断（「保育に欠ける」か否かの判断）と、受入保育所の決定とを一体的に行っているため、地域の認可保育所に空き定員がなく、受入保育所が決定できない場合には、窓口においてその旨が伝えられることにより、申込みに至るまでもなく諦めざるを得ない事例が指摘されている。

また、行政が、個々人が利用する受け皿まで個別に決定し、委託していく仕組みは、今後の大幅な需要の増加やニーズの多様化を適切に供給主体に伝え、それぞれに対応していくことを困難にさせることにもつながり、円滑な供給増を図っていく上では課題が多い。

② 深化・多様化したニーズへの対応

i) 保育の必要性の判断基準のあり方

現行制度においては、市町村が保育の実施義務を負う対象を「保育に欠ける」児童と定義し、「保育に欠ける」か否かの判断基準は、全国的には大枠の基準を示すのみであり、詳細の基準は各市町村の条例に委ねる仕組みを採っ

ている。

各市町村の条例を見ると、需要が供給を上回り、受入保育所の決定が難しい地域であるほど、例えば週4日以上就労でないと認めないなど、財政状況との兼合い等で基準を厳しくせざるを得ない傾向にあり、逆に、供給と需要が均衡した、又は供給が需要を上回る地域では、大括りで緩い基準とする傾向にある。このような傾向は短時間勤務の取扱いのみならず、求職者の取扱い等においても市町村の状況により散見される。

このように、本来であれば、女性の労働市場参加が進む中で、すべての子どもに健やかな育ちを支える環境を保障していくためには、短時間勤務、求職中等を含め、住んでいる地域に関わらず普遍的に保育の必要性が判断されるべきであるが、現行制度では、保育の実施義務の例外規定もあり、市町村の厳しい財政状況との兼合い等で、保育の必要性の判断基準の方を、地域の保育の供給基盤の状況に合わせざるを得ない現状がある。

また、母子家庭や虐待事例など、特に優先的に利用確保されるべき子どもについて、優先すべきとする概括的な方針を示してはいるものの、市町村によっては、基本的な優先度を就労量により決定した上で、同一優先ランク内の調整指数として勘案したり、そもそも基準に位置づけられていなかったりする事例も見受けられる。

このような実情を踏まえれば、女性の労働市場参加が進む中ですべての子どもに健やかな育ちを支える環境を保障すること、また、母子家庭や虐待事例など特に優先すべき子どもの利用確保を確実に図ることを国全体で共通的に進めていくためには、居住市町村に関わりなく、保育の必要性が認められるべき範囲や、優先的に利用確保されるべき子どもについて、国が定めることが求められる。

一方で、地域によっては、都市部など多様な就労形態が多く見られたり、農林漁業など被雇用者でない就労者が多い場合など、平均的な週当たりの就労時間で保育の必要量を一律に計ることが難しく、地域の実情に応じたきめ細かな判断基準が求められる場合もある。

また、過疎地域やへき地など、児童人口が著しく少なく生活圏域内に幼稚園がない場合、当該地域における保育所は、小学校就学前に集団の中で子どもが成長することを保障する役割を果たしており、保育の必要性の判断を柔軟に行うことが求められる地域もある。

これらの現状を踏まえれば、国が保育の必要性が認められるべき範囲や、優先的に利用確保されるべき子どもについての基本的事項を定めた上で、さらに地域の実情に応じた対応を可能とする仕組みが求められる。その際には、

地域の柔軟な対応を可能としつつ、地域の財政事情等が判断基準に影響を与えたり、不適切な地域差が生じることがないように配慮すべきである。

ii) 保育の必要性の判断基準の内容

また、国で定めている大枠の基準の内容を見ても、就労に関する基準は、「昼間」の就労を「常態」としていることを求めている、早朝・夜間の就労や、短時間勤務の者、現に就労していない求職者などが保育の必要性を認められにくい基準となっている。こうした現状からは、就労時間帯を問わず、また、短時間であっても、就労量に応じて利用を保障する方向を、また、求職者であったとしても保障される方向を制度的に明確にすることが求められている。

また、政令において、同居親族等が保育できない場合にのみ、補足的・例外的に保育の必要性を認める仕組みとしており、家族形態によって、認められにくくなっている面がある。

iii) 開所日数・開所時間に着目した区分

現行制度においては、基本的に、一定の「開所日数」（日曜・祝日以外の週6日）と、「開所時間」（一日11時間）の範囲内であるか否かによって、保育の提供の仕組みを区分するという、いわば提供者側から捉えた仕組みとなっている。

また、この一定の「開所日数」・「開所時間」を超える休日や早朝・夜間の保育については、実施の要否を市町村の判断に委ねた上で、必要なかかり増し経費を奨励的に補助する仕組みを採っているが、認可保育所においては、現場の環境や体制が抱える課題を克服する困難を伴うこともあり、補助制度の活用と十分な受け皿の整備が進んでいない。このため、休日や早朝・夜間など、働き方により、利用時間が保育所の「開所日数」・「開所時間」とずれている場合には、受け皿自体がなく、事実上、認可外保育施設の利用とならざるを得ない仕組みとなっている。

iv) 保護者と保育所との関係性

現行制度においては、市町村に保育の実施義務が課せられており、保護者は市町村へ保育の利用の申込みを行い、市町村が入所保育所を決定の上、市町村が保育所に対し、個々の子どもの保育を委託する仕組みとなっている。

このような仕組みは、保護者・保育所の保育の利用・提供双方にとって、信頼性・安定性が期待できる仕組みである一方、市町村との関係性に重点が置かれた仕組みとなっている面が否めない。

保育所にとっても、利用の申込みが間接的であることから、需要動向や選ばれている実感が伝わりにくく、保護者にとっても積極的な参画意識等が醸成されにくい面もある。さらに当事者である保護者と保育所の間に法的関係

がない構成であることから、結果的に、保育所においてニーズに即応した対応がしづらいという声もある。

このため、入所前・後を通じ、実情を最も良く理解している保護者・保育所の当事者間で、より良い保育に向けた相互理解や協働をより深めていけるような、より向き合った仕組みの制度的な保障が求められている。

v)すべての子育て家庭に対する支援の必要性

現行制度においては、専業主婦家庭については、基本的に保育の必要性が認められておらず、現に、3歳未満の子どもの8割は、家庭内で育てられている。今後、保育の量の抜本的拡充を進め、潜在需要を満たしたとしても、未就学児のいる母親のなお半数は、育児に専念する状況と想定される。

しかしながら、前述のとおり、核家族化が進み、地域のつながりも希薄化した今日においては、従来一般的であった親族や近隣の支援が得られにくくなっており、専業主婦家庭の方がより孤立感・不安感・負担感を抱えながら子育てをしている現状がある。孤独で密室化し、周囲の支援が受けられない状況の中では、児童虐待に至るリスクも相対的に大きい。

また、多額の公費を投入する制度としての公平性の観点からも、専業主婦家庭に対する一定の支援が求められる。

③ 認可保育所の質の向上

i)最低基準のあり方

現行制度においては、住んでいる地域にかかわらず、すべての子どもに健やかな育ちを支える環境を保障するため、施設設備や保育士資格者の配置について、児童福祉施設最低基準において、全国共通の最低基準を定めている。このうち、施設設備の基準については、地方分権の観点から、質の確保のための方策を前提としつつ、全国一律の最低基準という位置づけを見直し、国は標準を示すにとどめ、自治体が条例により決定しうるなど、自治体の創意工夫を活かせるような方策を検討すべきと「地方分権改革推進要綱(第1次)」(昨年6月地方分権改革推進本部決定)において指摘されており、最低基準のあり方について検討が求められている。

ii)最低基準の内容

児童福祉施設最低基準は昭和23年に定められたが、現行の最低基準でも、保育室等の面積については、当時と同じ数値基準を定めている。子どもは、自ら周囲の環境に働きかけ、環境との相互作用により発達していくものであるが、限られた空間では、主体的な活動を促すことが難しく、子ども同士の関わりも少なくならざるを得ない。また、保育室の面積だけでなく、全体の

生活の空間があるかどうかという点も重要である。

また、最低基準においては、保育従事者には保育士資格を有することを求めている。保育は、家庭における子育てと異なり、他人の子どもを責任をもって預かり、集団的に養護・教育（例えば、4歳以上児の配置は30：1）するという特性があり、さらに、親支援や障害のある子どもの受入れなど、保育所の役割の深化・多様化もあり、保育従事者に求められる資質はますます高まっている。また、現行の保育士の配置数は、年長児を中心に、国際的にみても十分な水準と言えず、また、8時間の保育時間を前提とした配置でありながら、実際の利用時間は開所時間の11時間に近づいているとの指摘もあり、さらに、保育所の役割の深化・多様化に伴う保育士の業務の負担の高まりもある。

一方で、保育従事者の要件の緩和を求める指摘もあるが、子どもの将来に向けた発達に悪影響を及ぼす可能性に加え、良質な保育が提供されなければ、やはり女性は働くことを断念せざるを得ず、女性の労働市場参加の促進や、ひいては持続可能な社会保障制度そのものが堅牢なものとならないことに十分留意する必要がある。

iii) 保育士の養成・研修・処遇等

現行制度においては、保育士資格は、指定保育士養成施設（大学、短大、専修学校等）における2年の養成課程を履修するか、都道府県の実施する保育士試験の合格により、取得する仕組みとなっており、年間約5万人の保育士が養成されている。保育の量の抜本的拡充を進めていくためには、その担い手となる保育士の量・質の確保、計画的な養成が欠かせない。

また、いったん資格を取得した後は、各保育所における研修や、地方公共団体、保育団体による研修への任意の参加に委ねられており、制度的な専門性向上に向けた研修の体系は整備されていない。また、研修に参加できるだけの人員の余裕がない等の指摘も聞かれる。

自治体の中には、認可保育所のみならず、認可外保育施設等を含め、自治体内のすべての保育従事者に対する研修や情報共有を積極的に実施しているところもあり、こうした取組も参考にしながら、制度的な研修のあり方を検討していく必要がある。

また、保育士の平均勤続年数・賃金は、女性が7.7年、21.7万円／月、男性が5.0年、22.9万円／月となっており、福祉施設介護員（女性が5.3年、20.6万円／月、男性が4.9年、22.7万円）より若干勤続年数が長く、賃金が高いものの、全産業平均（女性が8.8年、23.9万円／月、男性が13.5年、37.3万円）に比べ、低い現状にある。保育士の頻繁な交代は、子どもの心理

的安定も妨げる。逆に、保育士が安定して長期間子どもの発達を見ることは、子どもの心理的安定に加え、保育士自身の成長にもつながる。保育士が、長期に渡り、自身の資質を向上させていけるような仕組みが求められる。

さらに、退職等により保育現場を離れた保育士の再雇用を視野に入れ、研修を含め保育現場に復帰するためのシステムを構築し、増大する保育需要に対処していく必要がある。

iv) 保育の質に関する科学的・実証的・継続的な検証

現行制度においては、保育の質を支える仕組みとして、保育内容については「保育所保育指針」により、保育の目標や内容、計画等について定め、保育環境については、児童福祉施設最低基準において、施設設備の状況や保育士資格者の配置等を定めている。

一方、こうした保育の質を支える仕組みのそれぞれについて、子どもの健やかな成長に対しどのように影響を与えるかについては、長期に渡る継続的な検証が必要であるが、米国等と異なり、我が国ではほとんど科学的・実証的・継続的な検証がなされていない。

保育の質の定義（何が良質な保育であるか）は難しい。親の利用者満足度も大切ではあるが、それだけでは決して測ることができないものである。

アメリカの研究では、親は保育の質を高め評価しがちであること、また、質の悪い保育の危険性を親や社会が十分認識していない場合には、質への需要は過小となり、良質な保育に対し、お金を払おうとしないことを意味すると指摘されている。

また、NICHD（アメリカの国立小児保健・人間発達研究所）の大規模な長期縦断研究においては、保育の質について、ポジティブな養育という概念で定義し、具体的要素として、保育者がポジティブな態度を示す、子どもの発声・発話に応答する、子どもに質問する等の要素を示している。さらに、こうした保育の質には、大人と子どもの人数比率、クラス規模、保育者の学歴、専門教育歴が高いほど良質になるという結果が出されている。

こうした先行研究の結果や諸外国の例も踏まえつつ、我が国における科学的・実証的・継続的な検証の枠組みのあり方や、保育の質について検討していく必要がある。

④ 認可外保育施設の質の向上

i) 認可外保育施設数・財政支援

現在、我が国には、約1万箇所の認可外保育施設があり、約23万人の子どもが利用している。これは認可保育所の施設数の2分の1、利用児童数の約1割を占める。中でも、夜間や宿泊を伴う保育を行う「ベビーホテル」に増加傾向が見られる。

一方、現行制度においては、認可保育所の保育の実施費用に対してのみ、市町村の支弁義務がかかっており、認可外保育施設に対しては、認可保育所への移行を支援する一部の補助金や、事業所内保育施設に対する助成金等を除き、制度的な公費投入はなく、各自治体が独自に支援するか否かに委ねられている。

ii) 認可外保育施設の現状

(定員規模・設置主体の状況)

定員規模の状況を見ると、在所児童数が20人以下の施設が半数以上を占めており、認可保育所の原則的な定員である60人を超える施設は1割に満たない。また、設置主体の約6割が個人と、個人立の小規模な施設が多数を占めている。大規模な保育所の設置は相当の初期投資費用を必要とし、機動的な設置が難しく、また、保育は日常生活に密着した地域性の高いサービスであり、広域集約的に設置するよりは、日常生活圏域で配置されていることが望まれるサービスでもある。こうした側面に加え、認可外保育施設の在所児童数の現状を踏まえると、定員規模の要件のあり方については課題があるものと考えられる。

(開所時間の状況)

開所時間は認可保育所に比して長く、認可保育所による提供が進まない早朝や夜間の保育ニーズに対して、主として認可外保育施設が対応している現状にある。

(施設設備の状況)

施設設備の状況を見ると、面積基準は最低基準を満たしている施設が6割以上と推計される一方、調理室に関しては約半数が有していない可能性が伺われる。

(従事者の状況)

保育従事者の状況を見ると、保育士比率の割合が平均的に約6割にとどまっており、認可外保育施設間の格差も大きい。

(利用料の状況)

認可外保育施設の利用料を見ると、所得に関わりなく平均的に約3～5万

円程度の水準となっており、公費投入を受けていないにもかかわらず、このような利用料水準で運営しているということからは、運営費の大半を占める人件費について相当切りつめざるを得ない運営状況が推察される。

iii) 認可外保育施設の認可移行に関する考え方

認可外保育施設の考え方を見ると、施設の約4割は、認可保育所への移行を希望しており、現状では最低基準に満たない点や、認可保育所への移行手続きが煩雑であること等を理由として、認可外保育施設にとどまっている現状にある。

iv) 認可外保育施設の選択の状況

こうした認可外保育施設の利用者の選択の実情を見ると、約6割の利用者は、認可保育所と比較した上で、認可保育所の供給量不足や、認可保育所がニーズに合わないこと等により、認可外保育施設の利用に至っている。こうした選択の実情を踏まえるならば、待機児童の解消ができていない中、認可保育所に入所できれば、一定水準の質の保育と公費による支援の両方が得られ、認可保育所へ入所できなければ、その両方が得られないという点において、公平性に大きく欠けている現状にある。すべての子どもに健やかな育ちを支える環境を保障する観点から、まず最低基準への到達に向けた支援を行い、質の底上げを図るとともに、同じように保育を必要としている子ども・保護者の間の公平性の確保のための方策の検討の必要がある。

⑤ 人口減少地域における保育機能の維持・向上

児童人口が著しく少ない地域を含め、すべての子どもに地域の子ども集団の中での成長を保障していくことが必要であるが、現行制度においては、認可保育所として比較的手厚い財政支援が受けられる「小規模保育所」(認可保育所)であるためには、最低定員が20人以上であることが求められている。

また、「へき地保育所」(認可外保育施設)に関しては、最低入所児童数が10人で足りることとされているが、財政支援が一定の水準にとどまっている。

こうした地域は、一般に非常に厳しい財政状況を抱えており、自治体単独で多額の財政投入を行うことは容易でなく、すべての子どもに、地域の子ども集団の中での成長を保障するためには、地域の実情に応じた設置を可能とするとともに、相応の水準の財政支援が不可欠である。

また、児童人口が著しく少ない地域については、対象となる子どもの年齢に応じ、地域子育て支援拠点や、児童館、放課後児童クラブなどの各種施設を設置することに困難があることも多いが、現行制度においては、こうした異年齢を通じた複合施設としての財政支援の枠組みがなく、保育所の多機能

化が図りにくい。

また、児童人口が著しく少なく生活圏域内に幼稚園がない場合、当該地域における保育所は、小学校就学前に集団の中で子どもが成長することを保障する役割も果たしており、こうした地域の保育所が担ってきた機能について、認定こども園の活用等も含め、柔軟に検討していくことが求められる。

⑥ 多様な保育サービスについて

i) 休日保育・夜間保育等

現行制度においては、上述のとおり、一定の「開所日数」・「開所時間」を超える休日や早朝・夜間の保育については、実施の要否を市町村の判断に委ねた上で、必要なかかり増し経費を奨励的に補助する仕組みを採っているが、認可保育所においては、現場の環境や体制が抱える課題を克服する困難を伴うこともあり、補助制度の活用と十分な受け皿の整備が進んでいない。（休日保育の実施率は認可保育所の 3.8%、夜間保育（早朝を含む）の実施率は認可保育所の 0.3%にとどまっている。）

このため、休日や早朝・夜間など、働き方により、利用時間が保育所の「開所日数」・「開所時間」とずれている場合には、受け皿自体がなく、事実上、認可外保育施設の利用とならざるを得ない場合が多く見られる。

一方で、休日や早朝・夜間に就労する者の中には、母子家庭など所得状況が厳しい者も多いと指摘されており、多様なニーズへの対応というだけでなく、むしろ児童福祉の観点からも、財政面・子育て面の支援が求められる。

なお、こうした多様な保育ニーズの受け皿については、認可保育所はもちろんのこと、家庭的保育や、現状の認可外保育施設の質を向上させることなどによって、質の確保された多様な担い手を視野に入れて検討する必要がある。

ii) 病児・病後児保育

現行制度においては、実施の要否を市町村の判断に委ねた上で、裁量的に補助を行う仕組みとなっているが、休日保育・夜間保育と同様に、十分な受け皿の整備が進んでおらず、200 万人を超えるすべての保育所利用児童に利用可能性があるサービスであるにもかかわらず、実施箇所数が著しく少ない。（認可保育所の利用児童約 2700 人に 1 箇所、1 市町村当たり 0.4 箇所。）こうした中、NPO による非施設型の取組等が、受け皿の不足を補っている現状がある。

働き方の見直しにより、子の看護のために仕事を休むことが当たり前になれる社会を目指すべき一方で、現に欠勤することが困難な状況にある親もあり、

病児・病後児保育は、仕事を続けながら子育てをする保護者にとって、いわばセーフティーネットとして重要な役割を果たしており、その実施箇所数の拡充は不可欠な課題となっている。また、保護者の抱える多様な状況への対応の視点も求められる。

現行の補助制度を見ると、施設類型ごとの均一な単価設定となっており、施設の受入人数の規模や実績に応じた仕組みとはなっていない。一方で、病児・病後児保育は、子どもが病気の場合に必要となるというサービスの特性上、利用者数の変動が大きく、運営が安定し難い特質も持っている。

こうした事業の特質を踏まえつつ、施設規模や事業実績をより評価する制度的な拡充方策が必要となっている。

なお、他の社会保障制度（医療・介護・障害）において課題とされてきている事項と、それに対する対応も参考にしながら、新たな制度体系の検討を進めていく必要がある。

また、認定こども園のあり方については、現在、「認定こども園の在り方に関する検討会」において検討が行われているところであり、当該検討会における検討結果も踏まえ、新たな制度体系のあり方の検討をさらに深めていく必要がある。

認定こども園のあり方をはじめ保育制度について検討していく際には、幼児期における教育の充実という視点を重視していくことも必要である。

(5) 今後の保育制度の姿 ー新たな保育の仕組みー

本部会においては、以上のような保育をとりまく社会環境の変化や、現行の保育制度の課題について、9月以降、議論を深めてきた。また、事業者の立場からの検討を深めるため、「次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に関する保育事業者検討会」（以下「保育事業者検討会」という。）を設置し、並行して議論いただくとともに、随時、議論の状況の報告を受け、それも踏まえて検討を進めてきた。

このように、本部会としての議論と、「保育事業者検討会」における議論、また、関係各方面の議論も踏まえ、今後の保育制度の姿について、以下の3通りの考え方に整理したものを12月に提示した。

① 現行制度維持（「運用改善＋財源確保」案）

… 量の拡充や、多様なニーズへの対応が進まないのは、制度的問題ではなく、財源が不十分であるためであり、財源確保とともに、運用改善を行うべき（現行制度を基本的に維持）という考え方。

② 新たな保育の仕組み（「サービス保障の強化等＋財源確保」案）

…量の拡充や、多様なニーズへの対応が進まないのは、財源が不十分であるだけでなく、制度に起因する問題もあり、財源確保とともに、現行制度について必要な改革を行うべきという考え方。

③ 市場原理に基づく直接契約・バウチャー方式とした場合

…量の拡充や、多様なニーズへの対応は、市場原理に委ねることにより達成されるべき（価格を通じた需給調整に委ねる）とする考え方。

その結果、本部会においても、「保育事業者検討会」においても、③の市場原理に基づく直接契約・バウチャー方式とすべきという意見はなかった。

その後、「保育事業者検討会」による議論を経て、以下の案を基本として、今後、制度の詳細設計を進めていくべきという結論に達した。

なお、その実現には、財源確保が欠かせないものであることに留意が必要である。

〈保育制度のあり方に関する基本的考え方〉

今後の保育制度の姿の検討に際しては、良好な育成環境の保障を通じたすべての子どもの健やかな育ちの支援を基本とすべきである。

保育の「量」にはスピード感ある抜本的拡充が必要であるが、「質」の確保された「量」が必要であり、そのため「持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた『中期プログラム』」（平成 20 年 12 月閣議決定）を踏まえた財源確保が不可欠であるが、量の拡充や、多様なニーズへの対応が進まないのは、財源が不十分であるだけでなく、制度に起因する問題もある。財源確保とともに、現行制度について必要な改革を行うべきである。

また、保育は、住んでいる地域にかかわらず、我が国の保育を必要とするすべての子どもに保障されるべきものである。子どもの健やかな育成は、「未来への投資」として、国が責任をもって取り組むべきものであり、保育の保障のために、行政(とりわけ住民に身近な市町村)が果たす役割・責任は大きく重要である。財源確保とともに、国・地方を通じた公的責任の強化が図られるべきである。

① 保育の必要性等の判断

i) 基本的仕組み

市町村が、

・ 保育の必要性・量

・ 優先的に利用確保されるべき子ども(母子家庭、虐待等)かどうかを判断する。

※ 保育の必要性・量について、受入先保育所の決定とは独立して判断を実施し、その旨の認定証明書を交付するとともに、認定者の登録管理、待機児童(認定を受けたにもかかわらず質の確保された公的保育が受けられていない者)に係る情報開示を行う仕組みとする。

→ 需要を明確化するとともに、客観的に必要性が判断された子どもについて、公的保育を受けることができる地位を付与する。(例外ない保育保障)

※ 保育所に応諾義務(正当な理由なく拒んではならない)と、優先的に利用確保されるべき子どもの優先受入義務を課す。

※ 母子家庭等については、優先的な利用確保その他配慮が必要である。

ii) 判断基準の設定

保育対象範囲(短時間就労者、求職者等)、優先的に利用確保すべき子ども(母子家庭・虐待事例等)の基本的事項については国が基準を設定する。(その上で、地域の実情に応じた基準の設定を可能にする(人口減少地域における集団の中での子どもの成長機会の保障、きめ細かな判断基準等))

iii) 判断基準の内容(保育対象範囲)

○ 就労を理由とするものについては、以下のとおり整理する。

- ・ 短時間就労者に対しても就労量に応じた必要量を判断する。
- ・ 昼間の保育を基本としつつ、早朝・夜間など時間帯にかかわらず必要量を判断する。
- ・ 求職者に対しても必要性を認める。

○ 就労以外の事由(同居親族の介護、保護者の疾病・障害等、虐待事例等)についても保障する。

○ 同居親族の有無を問わず必要性を認める。

○ 専業主婦家庭に対しても一定量の一時預かりを保障する。

※ 優先的に利用確保すべき子ども(母子家庭、虐待事例等)に加え、需要が供給を上回る地域における対象者間(例：フルタイム勤務者と短時間勤務者)の優先度の判断の必要性の有無・方法等についてさらに検討する。

- ※ 短時間勤務者など定期的・短時間利用や、不定期的な利用について、フルタイム利用と受け皿を別とするかどうかは、基本的に個々の事業者の判断と考えられるが、新たな給付類型を設けるかどうかさらに検討する。
- ※ 専業主婦家庭など不定期・一時的利用については、就労者など定期的利用とは、別の受け皿とすることを基本とし、一時預かりとして保障する。
- ※ 保護者が非就労である障害児については、障害者施策との関係も含め、さらに検討する。
- ※ 兄弟姉妹のいる場合に対する配慮について、ニーズを踏まえ、さらに検討する。

iv) 保障上限量

- 利用者ごとに、保障上限量（時間）を、例えば週当たり2～3区分程度を月単位で判断する。
- 働き方の見直しが同時に進められるべきであることを踏まえ、就労時間と通勤に要する時間、また、子どもの生活の連続性等に配慮した適切な保育を行う観点を考慮し、さらに検討する。
- ※ 当該時間を超える利用（超過勤務等に伴う利用）に対する財政支援のあり方についてはさらに検討する。
- ※ 保障上限量を超える利用に一定の支援を行う場合、働き方の見直しの観点も踏まえ、負担のあり方を併せて検討する。

v) 優先的に利用確保されるべき子どものための仕組み

- 優先的に利用確保されるべき子ども（母子家庭・虐待事例等）については、市町村が保育の必要性・量の判断と併せ、優先度を判断する。
- 保育所に、応諾義務（正当な理由なく利用を拒んではならない）を課すとともに、優先的に利用確保されるべき子どもから、受入れを行う優先受入義務を課す。
- 虐待事例など、保護者の自発的な利用申込みが期待できないケースについては、市町村が保育の利用申込みの勧奨等により意思決定を補佐するとともに、必要な場合は児童養護施設等への措置を実施する。
（こうした市町村としての公的関与の中で、虐待事例等について、関係機

関が連携する市町村の支援のネットワークに適切につないでいく仕組みが必要である。)

※ 低所得者、障害などを理由に、事業者の不適切な選別により、サービス利用ができなくなることがないよう、公正な選考を保障する仕組みについて、さらに検討。

※ 優先的に利用確保されるべき子どもが緊急的に生じた場合の受け皿の確保策についてさらに検討。

vi))「欠ける」という用語の見直し

「保育に欠ける」という用語について、例えば「保育を必要とする」など、今後の保育制度の姿にふさわしいものに見直すこととする。

② 保育の提供の仕組み

i) 利用保障の基本的仕組み

- 客観的に必要性が判断された子どもについて、公的保育を受けることができる地位を付与する。(例外ない質の確保された公的保育の保障)
- 市町村に、保育を必要とする子どもに質の確保された公的保育が着実に保障されるための実施責務(以下の内容)を法制度上課す。
 - ア) 客観的に保育の必要性が判断された子どもについて、質の確保された公的保育を受けることができる地位を付与(例外ない質の確保された公的保育の保障)。
 - イ) 質の確保された公的保育の提供体制確保責務(保育の必要性の認定を受ける子ども数を勘案し、整備計画の策定・実行等を通じ、着実に質の確保された公的保育を保障しうるだけの地域の提供基盤を速やかに整備すべき責務。また、最低基準・保育指針等に係る指導・監督、研修の実施等)
 - ウ) 利用支援責務(利用調整、利用者と保育所における円滑な公的保育契約の締結及び履行に関する支援)
 - エ) 保育の費用の支払い義務

ii) 利用方式

市町村が、利用者と保育所に対し、上記ア)～エ)の公的責任を果たす三者の枠組みの中で、利用者が保育所と公的保育契約を結び、より向合う関係にする。【新たな三者関係】

※ 利用者の保育所への申込み手続や、保育所の募集・選考等の円滑・公平

な実施のため、市町村の関与や、第三者も含めたコーディネート等の仕組みについてさらに検討する。

iii) 利用者の手続負担や保育所の事務負担に対する配慮

利用者の申込み手続や、事業者の募集・選考等の円滑・公平な実施のため、市町村の一定の関与（利用調整等）や、第三者によるコーディネートの仕組みについて、さらに検討する。

③ 参入の仕組み

i) 参入の基本的仕組み

質の確保された保育所のスピード感ある拡充が図られるよう、市町村が保育の費用の支払い義務を負う対象となる保育所の判断は、最低基準により客観的に行われる仕組みとする。このため、客観的基準（最低基準）による指定制を基本としつつ、検討する。

ii) NPO 法人等に対する施設整備補助

施設整備費（減価償却費）については、運営費に相当額の上乗せを検討する。

ただし、集中的な整備を促進するための補助や、経過期間における改修費用等の補助は維持する。

- ・ 憲法第89条の問題や社会福祉法人の特性を考慮。

iii) 運営費の使途制限

他制度の例も参考に見直しを行う。

※ 社会福祉法人会計基準の適用については、指導監督の適切性が確保できるかどうか等の観点も含め、引き続き検討する。

※ 株式配当の可否等について、事業運営の安定性確保、保育事業以外への資金の流出の妥当性等の観点も含めさらに慎重に検討する。

※ 保育士の処遇へ与える影響について、さらに検討が必要である。

iv) 多様な提供主体の参入や、量の抜本的拡充に際しての「質」の担保・指導監督

- 突然の撤退等により子どもの保育の確保が困難となることのないような措置（指定の際の基準のあり方、公的関与のあり方、事業者に対する監査のあり方等）について、さらに検討する。

- また、公費による給付の適正性を確保するための方策のあり方についても、併せて、さらに検討する必要がある。

④ 最低基準

客観的基準（最低基準）を満たす事業者を費用の支払いの対象とし、保育の質を確保する。

⑤ 費用設定

- 所得にかかわらず一定の質の保育を保障するため、保育の価格（公費による補助額＋利用者負担額）を公定する。（公定価格）
- 利用量（実利用量ではなく必要量）に応じた月額単価設定を基本としつつ、安定的運営に配慮する。
- 利用者負担のあり方については、所得に対する十分な配慮を基本に、今後、具体的なあり方を検討する。また、利用者負担の水準の決定は、国の定める基準の下、所得を把握しうる市町村において行うものとする。

※ 付加的サービスについての価格設定等の取扱いについて、さらに検討する。

⑥ 費用の支払い方法

- 市町村が保育の費用の支払い義務を負う。
- 保育料（利用者負担）の水準の決定は、国の定める基準の下、所得を把握しうる市町村において行うものとする。
- 保育料徴収については、選択者（保護者）と最終利用者（子ども）が異なるという保育の特性を踏まえ、未納があっても子どもの保育が確保されるよう、また、保育所における徴収事務体制がないこと等の課題を踏まえ、具体的な方策（市町村と保育所の役割等）をさらに検討する。

⑦ 認可保育所の質の向上

i) 最低基準のあり方

地域によって子どもに保障される保育の質が異なることはあってはならず、最低限の水準を確保すべきである。

ii) 保育の質の具体的向上

- 子どもの最善の利益を保障し、子どもの健やかな育ちを支援するため、保育を直接受ける子どもの視点をいかに担保できるかという視点に立ち、新しい保育所保育指針に示された保育を真に実現するために、保育の質の維持・向上を図っていくことが必要である。

その上で、保育の質を考える上では、子どもとともに親が成長することの支援、子どもと親が地域社会とのつながりを強める場としての機能、保護者と保育所がともに子どものことを考える環境、保護者の満足感等の視点も重要である。

- 認可保育所は、保育を必要とする子どもの健やかな育ちを支援する場の要であり、今後とも、その「質」を確保しながら「量」の拡充を図っていくことが必要である。

- 親支援の必要性、障害児の受け入れの増加、一人親家庭の増加等、家庭環境の変化等に伴って保育所に求められる役割や、専門性の高まり等に対応した保育の質の向上(職員配置、保育士の処遇、専門性の確保等)について、財源確保とともに、さらに詳細を検討する。

※ 保育の実施に責任を有する市町村が保育所の質の確保のために取り組むことや第三者評価も含めた各保育所の運営の検証・評価の取組を進めることなども重要である。

※ 保育の質の維持・向上のためには、行政による監査の徹底・強化、保育士と子どもとの間の安定的関係の観点から離職率といった点を把握・点検できる仕組み、保育士の職場環境が変わる中実際の保育現場で実践できる保育士の育成・研修、保育士の特性と能力を最大限発揮するための職場のマネジメントなども重要である。

- 施設長や保育士に対する研修の制度的保障の強化や、実務経験と研修受講を通じてステップアップが図れる仕組み(専門性ある保育士や、現場の保育士を指導助言する役割など)について、また、研修の受講を可能とするためにも配置基準の見直しについて、財源確保とともに、さらに詳細を検討する。

- さらに、実務経験と研修受講を通じステップアップした者の配置に関しては、費用の支払いにおいて評価する等により、処遇改善を併せて進めていくことについて、財源確保とともに、さらに詳細を検討する。

※ 量の抜本的拡充を進めるに当たり必要な保育士の計画的養成につき、さらに検討する。

- ※ 研修の制度的保障の強化に当たっては、認可保育所のみならず、認可外保育施設まで含め、地域内のすべての保育従事者に対して行うものとする方向で、さらに検討する。

iii) 保育の質に関する継続的な検証の仕組みの構築

保育の質が子どもの育ちに与える影響等について、科学的・実証的な調査・研究により、継続的に検証を行っていく仕組みを構築する。

⑧ 認可外保育施設の質の引上げ

i) 認可外保育施設の質の引上げ

- 最低基準を満たした施設を費用の支払いの対象とすることを基本とする。
- 認可外保育施設を現に利用している子どもを含め、すべての子どもに健やかな育ちを保障する観点から、最低基準への到達に向け、一定水準以上の施設に対して、一定期間の経過的な財政支援（最低基準到達支援）が必要である。
- ※ どの水準の施設まで経過的な最低基準到達支援の対象とするかはさらに検討する。
- ※ 無資格の従事者が業務に従事しながら資格取得を図れる仕組みを含め、認可外保育施設の従事者に対する研修のあり方等をさらに検討する。
- ※ 最低基準を満たす保育の量の拡充や、認可外保育施設の経過的な最低基準到達支援を行ってもなお、給付対象サービスのみでは需要を満たし得ない地域における利用者間の公平性の確保の方法については、さらに検討する。
- 認可外保育施設の質の確保・向上に向けて、都道府県の指導監督の強化とともに、地域内のすべての保育従事者を対象とした研修の実施や、地域内の認可保育所や子育て支援に関わる者とのネットワーク形成など、市町村と連携した取組をさらに検討する。

ii) 小規模サービス類型の創設

家庭的保育（保育ママ）事業に加え、新たな小規模保育サービス類型を創設する。

- ※ 必要な基準等については、さらに検討する。

iii) 早朝・夜間保育

早朝・夜間帯の保育については、その特性を踏まえ、必要な基準等について、さらに検討する。

⑨ 地域の保育機能の維持・向上

人口減少地域における生活圏域での保育機能の継続的維持を図るため、以下が必要である。

i) 小規模サービス類型の創設

家庭的保育(保育ママ)事業に加え、新たな小規模保育サービス類型を創設する。

※ 必要な基準等については、さらに検討する。

ii) 多機能型の支援

人口減少地域において、保育所が、地域子育て支援拠点や児童館、放課後児童クラブなどの役割を併せて担う「多機能型」を支援することにより、地域の子育て支援の拠点として、また、地域社会の核としての役割を果たすことを支援する。

※ 必要な基準等については、さらに検討する。

iii) 人口減少地域における保育機能のあり方

人口減少地域の実情に応じ、保育所が担ってきた機能のあり方について、認定こども園の活用等も含め、さらに検討する。

⑩ 多様な保育サービス

i) 休日保育・早朝・夜間保育（一部再掲）

○ 保育のサービス保障の基本的な仕組みが② i) のとおりとなることにより、曜日や時間帯を問わず、個人に必要な保育量が認められ、また、市町村が保育の費用の支払い義務を負う対象となる保育所の判断は、③ i) のとおり最低基準により客観的に行われる仕組みとする。

○ 早朝・夜間帯の保育については、その特性を踏まえ、必要な基準等について、さらに検討する。

※ 利用者が限られ、需要が分散しているために、各保育所単位でニーズに対応することには限界があることから、市町村において、質の確保された公的保育の保障の責務の一環として、計画的な基盤整備を行う仕組みをさらに検討する。

※ 児童人口が少ない等により、市町村単位では需要がまとまらない地域における実施方法について、さらに検討する。

ii) 延長保育・特定保育（一部再掲）

○ 休日・早朝・夜間保育と同じく、就労量に応じ、保育の必要量が認められることに伴い、連続的にサービス保障がなされることとなる。

○ 延長保育については、利用者ごとに、保障上限量（時間）を、例えば週当たり2～3区分程度を月単位で判断する。

○ 働き方の見直しが同時に進められるべきであることを踏まえ、就労時間と通勤に要する時間、また、子どもの生活の連続性等に配慮した適切な保育を行う観点を検討し、さらに検討する。

※ 当該時間を超える利用（超過勤務等に伴う利用）に対する財政支援のあり方についてはさらに検討する。

※ 延長保育利用者が少ない場合に、ファミリーサポートセンター等を含め、子どもにどのように最適な保育を提供していくか、さらに検討する。

※ 保障上限量を超える利用に一定の支援を行う場合、働き方の見直しの観点も踏まえ、負担のあり方を併せて検討する。

iii) 小規模サービス類型の創設

家庭的保育（保育ママ）事業に加え、新たな小規模保育サービス類型を創設する。

※ 必要な基準等については、さらに検討する。

iv) 病児・病後児保育

○ 事業者参入に関し、裁量性のない指定制を導入する。

○ 実績を評価しつつ、安定的運営も配慮した給付設定を行う。

※ 病児・病後児保育の検討に際しては、子どもの視点で検討を進めることが必要であり、働き方の見直しを同時に進めていく必要がある。

※ 子どもの健康・安全が確保される水準の保障とともに、利用しやすい多様なサービスの量の拡充に向けた仕組みをさらに検討する。

⑪ 情報公表・評価の仕組み（一部「4」と共通）

- 利用者のより良い選択、情報の公表を通じたサービスの質の確保・向上等に向け、職員の雇用形態や経験年数等を含め、サービスの質に関する一定の情報について、事業者自身による情報公表の仕組みとともに、公的主体が事業者からの情報を集約して、客観的にわかりやすく情報提供する仕組みを制度的に位置づけ、具体化していくことを検討する。

※ 保育の情報公表の仕組みの具体化等に際しては、質の確保された公的保育であるか否かが利用者にとって明確に判別できるための方法について、さらに検討する。

- 保育所保育指針に盛り込まれた保育の内容等の自己評価の着実な推進が重要であり、その際、より良い自己評価のために意義を有する第三者評価についても、質の向上を図るために重要な仕組みであり、評価機関の水準の向上や評価項目のあり方、受審促進の方策等、より実効ある制度となるよう、さらに検討する。

⑫ 今後の検討

「新たな保育の仕組み」の検討過程においては、保育関係者より、以下の意見が示されている。今後のさらなる検討の際には、こうした意見も考慮しながら検討を進めるべきである。

- ・ 保育料の軽減（緩和）を実現すべき。
- ・ 定員別保育単価（月額単価）を維持すべき。
- ・ 小規模園の定員定額制を導入すべき。
- ・ 保育時間（8時間）と開所時間（11時間）の乖離の問題について検討すべき。
- ・ 障害児保育が一般財源化されていることからくる市町村の取組格差の問題を検討すべき。

2 放課後児童クラブについて

(1) 現行制度の課題

○ 放課後児童クラブについては、保育所を利用していた子ども等に対し、小学生になった後においても、切れ目なく、保護者が働いている間、子どもが安全に安心して過ごせる生活の場を提供する基盤となっている。一方で、全小学校区のうち、約3割が未実施となっている。こうした状況を踏まえ、放課後児童クラブについては、次世代育成支援のための新たな制度体系においても、両立支援系のサービスとして不可欠なものの一つとして位置づけるべきであるが、現状については、関係者の意見を踏まえると、以下のような点が課題となっている。

① 保育と同様に、女性の就業率の高まりに応じて必要となる大きな潜在需要に対応した放課後児童クラブの量的拡大を抜本的に図っていく上で、場所の確保の問題、人材の確保の問題をどうしていくか、検討の必要がある。

② 放課後児童クラブについては、現行法制度上、市町村の事業として実施されており、また、その実施については市町村の努力義務として位置づけられており、その実施状況には地域格差が見られ、利用保障が弱い。そして、利用方式については、地域によって、市町村がサービス決定しているケースと、実施事業者に直接利用申し込みを行うケースが混在している。

このように、同じ両立支援系のサービスである保育とは大きく異なった法制度上の位置づけとなっているが、新たな制度体系において、法制度上の位置づけの強化について、どのような対応策が考えられるか、検討の必要がある。

③ 対象年齢について、現行制度は小学校3年生までを主な対象としているが、小学校高学年も現に一部利用がされている現状があり、制度の対象年齢についてどう考えるか、検討の必要がある。

④ 質の確保については、「ガイドライン」を発出しており、望ましい規模、開所時間等について示し、また、国庫補助基準上、一定の条件を課しているが、保育所のような法令に基づく最低基準は設けられていない。放課後児童クラブの質の確保について、新たな制度体系において、どのような基準の内容をどのような方法で担保していくべきか、検討の必要がある。

⑤ 国からの補助の財源は、児童手当制度における事業主拠出金を財源とした、裁量的な補助金と位置づけられている。また、現在の国の補助基準額とクラブ運営に係る費用の実態とに乖離があり、指導員の処遇が厳しい状況にあるという指摘もある。サービスの利用保障を強化し、また、抜本的な量的拡大

を図っていく上で、財源面についてどのような仕組みとすることが適当か、検討の必要がある。

- ⑥ 放課後こどもプラン（留守家庭の子どもの健全育成を目的とした「放課後児童クラブ」と、すべての子どもを対象として安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）を設け、様々な体験活動や交流活動等の取組みを推進する「放課後こども教室」を、一体的あるいは連携して実施する総合的な放課後対策）を推進していく上で、両事業の一体的な運営を行っている場合の制度上の位置づけ（人員配置や専用スペースの基準等）をどうしていくか、検討の必要がある。

(2) 新たな制度体系における方向性

- 放課後児童クラブについては、保護者が働いている間など、子どもが安全に安心して過ごせる生活の場として、子どもを預かり、健全な育成を図る事業であり、就学前の保育と並んで、小学校就学期の両立支援系のサービスとして不可欠なものであり、地域格差を生じさせることなく、全国的に実施していくべきである。都市部に限らず地方も含め、就学前の保育から切れ目のないサービス利用が可能となるよう、質の確保を図りながら、低学年を中心としつつも小学校全期を対象として量的拡大を図っていくことが重要であり、このような観点から、新たな制度体系において位置づけていく必要がある。
- 量的拡大を図っていく上では、まず、場所の確保が欠かせない。特に、小学校は、移動時の事故等の問題もなく安全・安心であり、校庭などで他の子どもたちなどと触れあうこともでき、引き続き、その積極的活用を図っていく必要がある。
- 大幅な量的拡大を図っていくためには、人材確保が重要な課題である。現在、従事者の勤続年数が短い、指導員の処遇が厳しい状況にあるという指摘も踏まえ、財源の確保と併せ、人材確保のための職員の処遇改善等を図っていく必要がある。
その際、地域ボランティア、定年退職者など、多様な人材の参画を求めていくという視点、一方で、指導員と子ども、保護者との間で安定した人間関係が築けることがサービスの性格上望ましいという視点に配慮することが必要である。
- 子どもが良好な環境の下、放課後の時間を過ごせるようにしていくべきこと、障害児の利用にも積極的に対応していく必要が高まってきていること、現在の国の補助基準額とクラブ運営に係る費用の実態とに乖離があるという指摘な

どを踏まえ、サービスの質の維持・向上を図っていく必要があり、財源の確保と併せ、そのための基準の要否、そのあり方、担保の方法を検討していくべきである。

その際、大幅な量的拡充を図っていく過程であることや事業実施の柔軟性といった観点も併せ考える必要がある。

また、指導員の養成、専門性の向上に向けた研修の強化を図っていく必要があるとともに、事業に関わる者すべてについて障害児を含めた子どもとの関わりについての研修機会の確保など条件整備をしていくことが重要である。

- 以上のような量・質両面からの充実を図っていくため、必要となる制度上の位置づけ（市町村の実施責任、サービス利用方式、給付方式等）及び財源のあり方を、さらに検討していくべきである。

その際、サービス利用保障を強化するための財源保障を強化をする場合には、財政規律の観点からの一定のルール（※）が必要となると考えられることに留意が必要である。

※ 他の制度例では、サービスの利用の要否に係る認定の制度（保育の場合は保育にかけるか否かの判断）、給付の限度額の設定、サービスの利用量に応じた利用者負担などがある。

- 放課後児童クラブと放課後こども教室との間の関係については、連携を一層進めていく必要があるが、一体的運営については、放課後児童クラブを利用する子どもは保護者が働いている間は家に帰るという選択がないことに十分配慮する必要があり、一方で、いろいろな子どもとの遊びの機会、サービス利用の自由度、効率的な事業実施といった観点から一体的運営に利点がある場合も考えられ、放課後こどもプランの実施状況などを十分踏まえながら、対応すべきである。

3 すべての子育て家庭に対する支援について

(1) 現行制度の課題

○ 現行制度では、すべての子育て家庭を対象とした各種の子育て支援事業の実施は、市町村の努力義務にとどまっており、その実施状況には大きな地域格差が見られる。一方で、核家族化や、地域のつながりが希薄化する中、3歳未満の乳幼児を持つ家庭ではその約8割の母親が子育てに専念している現状にあり、とりわけ専業主婦の子育ての負担感・孤立感が高まっていることも踏まえ、これらの事業の充実を図っていくことが求められているが、新たな制度体系に位置づけて行くに当たり、以下のような課題がある。

① 保育の必要性の判断基準（「保育に欠ける」要件）の検討において、公費による給付の公平性の観点からも、専業主婦家庭に対する保育あるいは一時預かりの一定の利用保障が行われるべきという議論への対応の必要がある。

また、育児疲れの親の一時的なりフレッシュ、子どもにとって友達や親以外の大人とふれあえる機会となるなど、一時預かりに寄せる子育て家庭の期待は高く、また、子育てに専念する親が一時預かりを通じて保育への理解を深めることにより仕事と子育ての両立の途に踏み出していくという意義もあり、これらの需要に積極的に対応していく必要がある。

一方で、保育所における一時保育は、待機児童の問題の影響もあり、短時間労働者の規則的な利用の受け皿となっている場合が多く、通常保育の受け皿の拡充により、本来的な機能を発揮しうるようにしていくとともに、一時預かりの場の広がりが必要がある。

② 一時預かり事業に対する国からの補助は、児童手当制度における事業主拠出金を財源とした、裁量的な補助金と位置付けられている。サービスの利用保障を充実し、量的拡大を図っていく上で、財源面につきどのような仕組みとすることが適当か、検討の必要がある。

③ 乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業や、地域子育て支援拠点事業は、子育ての負担感・孤立感を軽減し、虐待の防止にもつながる重要な意義を有しているが、こうした事業の取組の促進をどう図るか、検討の必要がある。

④ その他多様な子育て支援事業があるが、地域特性に応じた柔軟な取組を尊重しつつ、積極的な取組を促すために、どのように支援していくか、検討の必要がある。

⑤ 一時預かり事業や地域子育て支援拠点事業等、各種の子育て支援事業の量の拡充に向けた担い手の育成をどう図っていくか、また、質の向上に向けた担い手の研修やバックアップといった取組の強化が必要ではないか、その他、各種の

子育て支援事業の質の向上をどう図っていくかといった点について、検討の必要がある。

- ⑥ 保育をはじめ各種子育て支援サービスの利用に際してのコーディネーター的役割の必要性も踏まえ、親の子育てを支援するコーディネーター的役割について検討の必要がある。

(2) 新たな制度体系における方向性

(全体的な方向性)

- 乳幼児のいる専業主婦をはじめとする子育て家庭の子育ての負担感・孤立感を解消していくため、保育、放課後児童クラブといった仕事と子育ての両立に関わるサービスの充実とバランスよく、すべての子育て家庭を対象とした各種の子育て支援事業の充実を図っていくことを基本に、これらの事業を新たな制度体系に位置づけていく必要がある。
- その際、事業を実施していくに当たっては、保護者、祖父母、地域住民、NPO、企業など、多様な主体の参画・協働により、地域の力を引き出して行っていくべきである。

また、サービスの担い手としては、従来の半公的主体以外にも、広く多様な主体の参画を進めるとともに、地方公共団体における施策の決定過程やサービスの現場等においても、親を一方的なサービスの受け手としてではなく、相互支援や、サービスの質の向上に関する取組などへ積極的な参画を得る方策を探る等、全員参加型の子育て支援を実施していく必要がある。

(一時預かりの方向性)

- (1) ①で整理されるような課題に対応した一時預かりサービスの保障充実の必要性にかんがみ、必要となる制度上の位置づけ(市町村の実施責任、サービス利用方式、給付方式等)及び財源のあり方を、さらに検討していくべきである。

また、地域子育て支援拠点事業とともに一時預かり事業を行うことの意義、事業運営の安定性の確保、近接するサービス(ファミリーサポートセンター、ベビーシッター等)との関係の整理、地域の実情に応じた柔軟な取組の支援などを考えていく必要がある。

(情報提供・相談援助や「コーディネート機能」)

- 地域の中で子育てが孤立せず、子育ての楽しさを実感できるようにしていくためには、乳幼児を持つ親の成長の支援も含め、子育ての情報提供や相談援助機能がまず重要である。先進的な取組として、すべての子育て家庭が、希望する保育所へ登録し、相談援助機能等の多様な支援を受けることができる取組もな

されている。

また、子育てや子育て支援するサービスについての理解を助け、実際の地域の子育て支援サービスにつなげていく機能、さらには、保育をはじめ具体的なサービスの利用調整機能などを包含した、子育て支援の「コーディネート機能」を実質あるものとして位置づけていく必要がある。

その際、市町村、保育所、地域子育て支援拠点など、地域の実情に応じた担い手、関係機関の連携といったことに留意しつつ、さらに検討していくべきである。

（地域子育て支援拠点事業等）

- 在宅子育て家庭を支援する地域子育て支援拠点事業は、身近で気軽に利用できるよう量的拡充を図っていく必要がある。また、子育て家庭のリスクにもきめ細やかに対応できるよう、全戸訪問事業をはじめとして地域の様々な子育て支援の資源と連携しながら、地域全体が子育てに関われるような支援となるよう、ネットワーク化をはじめとした機能の充実を図っていくことが必要である。

（その他地域特性に応じた多様な子育て支援の取組）

- その他多様な子育て支援事業に関しては、地域特性に応じた柔軟な取組を尊重しつつ、積極的な取組を促す支援、各種の子育て支援事業の量の拡充に向けた担い手の育成、親がやがて支援者側に回れるような循環を生む環境作り、質の向上に向けた担い手の研修やバックアップといった取組の強化など、さらに検討していくべきである。

（子育て支援事業の制度上の位置づけ・財源のあり方）

- 以上のようなすべての子育て家庭を対象とする子育て支援事業を充実していくため、必要となる制度上の位置づけ及び財源のあり方を、介護や障害といった他の社会保障制度の例（一部の事業について市町村の必須事業としての位置づけ、市町村が事業実施しやすい費用負担のあり方など）を参考にしつつ、それぞれの事業の子育て支援事業全体の中における意義や位置づけを整理しながら、さらに検討していくべきである。

(3) 経済的支援について

- 「基本的考え方」や社会保障国民会議の最終報告における指摘も踏まえ、緊急性の高さや実施の普及に時間がかかることを考慮し、とりわけサービス（現物給付）の拡充に優先的に取り組む必要があることに留意しつつ、育児休業の取得促進にとって重要な育児休業給付、児童手当や税制上の配慮も含め、子育てに関する経済的支援の充実も、引き続き検討していくべきである。

4 情報公表・評価の仕組みについて

(1) 情報公表について

- 乳幼児全戸訪問事業等を通じ、すべての子育て家庭に、早期に、市町村内の子育て支援の取組みが概観できるわかりやすい情報が着実に提供されるよう、市町村の取組みを促進していく必要がある。またその上で、情報が必要なときに容易に入手できる環境整備を、子育て支援のコーディネート機能の仕組みの検討と併せ、検討していく必要がある。
- 利用者のより良い選択、情報の公表を通じたサービスの質の確保・向上等に向け、職員の雇用形態や経験年数等を含め、サービスの質に関する一定の情報について、事業者自身による情報公表の仕組みとともに、公的主体が事業者からの情報を集約して、客観的にわかりやすく情報提供する仕組みを制度的に位置づけ、具体化していくことを検討していくべきである。

(2) 評価の仕組みについて

- 質の向上に向けた取組としては第三者評価があり、個々の事業者が、サービス提供における問題点を把握し、質の向上を図っていくために重要な仕組みである。また、対人社会サービスは情報に非対称性があることも踏まえ、評価結果の公表等により、利用者の適切なサービス選択にも資するものとしても、一層の充実が図られることが望まれる。第三者評価のあり方、受審の促進方策等について、さらに検討していく必要がある。
- その際、子どもの健やかな育ちの視点に立った評価方法を考えていく必要があること、自己評価なども含め保育の質の評価のプロセスを日常的な保育の取組みの中に取り込んでいくことが望ましいこと、評価機関自身の質の確保を図っていく必要があること、認可外保育施設も含めた受審促進が適当であることなどに留意が必要である。

5 財源・費用負担について

- 「基本的考え方」においても確認したとおり、また、社会保障国民会議の最終報告における指摘も踏まえ、以下のような点について、引き続き検討していく必要がある。
 - ・ 少子化対策は我が国の社会経済や社会保障制度全体の持続可能性の根幹に関わる国家的・緊急的課題に対する政策であること、我が国の次世代育成支援に対する財政投入が諸外国に比べ規模が小さいこと、新たな制度体系の実現には財源確保が欠かせないことなどを踏まえ、一定規模の効果的財政投入が必要であること。そのために、必要な負担を次世代に先送りするようなことがないよう、税制改革の動向を踏まえつつ検討を行う必要があること。
 - ・ 新たな制度体系の費用負担のあり方については、社会全体（国、地方公共団体、事業主、個人）で重層的に支え合う仕組みが必要であること。
 - ・ 全国に共通する基幹的な次世代育成支援策については、国が基本的設計を行うとともに、その施策ごとの費用を、国と地方公共団体の最適な負担を検討していくべきであること。
 - ・ 自治体間でのサービス内容・水準の不適切な地域差が生じることがないように、厳しさを増す地方財政への配慮が必要であること。また、公立保育所の一般財源化による影響を踏まえた議論が必要であること。
 - ・ 事業主の費用負担については、事業主にとって次世代育成支援が持つ意義を考慮するとともに、働き方と関連の深いサービスなど、個別の給付・サービスの目的・性格に照らし、受益と負担の連動を考慮すべきこと。
 - ・ 利用者負担の負担水準、設定方法について、低所得者が安心して利用できるようにすることに配慮しながら、今後、具体的な議論が必要であること。
 - ・ 多様な主体による寄付の促進方策についても検討すべきであること。
- また、財源の程度と政策のプライオリティ付けは相関関係にあり、給付設計を考えていく上でも、財源についての議論を深めることが必要である。
- さらに、働き方の見直しと新たな制度体系の関係性の深さにかんがみ、例えば、事業主拠出を求める場合に事業主の働き方の見直しを促進するような仕組みの検討なども引き続き進めるべきである。

6 その他

- 「多様な主体の参画・協働」、母子家庭や、障害のある子ども、社会的養護を必要とする子どもなど「特別な支援を必要とする子どもや家庭に対する配慮」のテーマについては、「基本的考え方」を踏まえつつ、新たな制度体系の設計に向け今後さらなる検討を進めるべきである。
- また、「基本的考え方」でも指摘したとおり、少子化の流れを変えるため、子育て支援に関する社会的基盤の拡充とともに、車の両輪として取り組むべき「仕事と生活の調和」の実現に向けた取組を引き続き進めるとともに、新たな制度体系の設計に当たっても、その両者が密接に関わる点を十分に意識しながら検討を進めるべきである。
- すべてのサービスを通じ、限られた財源を効率的に活用していくため、既存施設等の資源を、最大限有効利用していくべきである。
- また、本部会は、必要な財源の手当を前提として、大きな制度設計を行うことをその任務としているが、その検討の過程である本報告書の中で指摘した事項の中には、以下の事項のように、新たな制度体系の始動を待たずに、できることから進めていくべきものもある。
 - ・ 子育て支援の従事者の研修や養成などの質の向上の取組（認可保育所のみならず、認可外保育施設等を含め、自治体内のすべての保育従事者に対する研修、各種子育て支援の従事者の養成等）
 - ・ 地域子育て支援拠点事業等を活用した地域の子育て支援関係者のネットワーク化
 - ・ 保育所をはじめとする地域の子育て支援関係者間での情報共有
 - ・ 子育て家庭が必要な情報を容易に入手できる環境整備

等

また、社会保障国民会議において示された運用改善事項や、全国の先駆的な事例も参考に、できる取組を速やかに進めていくべきである。

さらに、保育士等の担い手の養成や、サービス基盤の整備は、新たな制度体系の始動以前より着実に進めていくべき事項であり、「安心こども基金」をはじめ、活用できる現行の枠組みを活かし、計画的に進めていくことが求められる。

終わりに

以上、保育を中心に、議論の中間的なとりまとめを行ったが、新たな制度体系としては、未だ検討しなければならない課題が多く残っている。

新たな制度体系には、

- ・「包括性・体系性」(様々な考え方に基づく次世代育成支援策の包括化・体系化)、
 - ・「普遍性」(誰もが、どこに住んでいても、必要なサービスを選択・利用できる)、
 - ・「連続性」(育児休業明けや小学校就学など、切れ目無く支援されること)
- が求められるところであり、こうした要素の制度設計上の具体化についてさらに検討を進める必要がある。

本報告を踏まえ、税制改革の動向も踏まえながら、引き続き、速やかに検討を進めていく。

社会保障審議会少子化対策特別部会委員名簿

氏 名	所 属 ・ 役 割
○ 岩 淵 勝 好	東北福祉大学教授
岩 村 正 彦	東京大学大学院法学政治学研究科教授
内 海 裕 美	吉村小児科院長
大 石 亜希子	千葉大学法経学部准教授
◎ 大日向 雅 美	恵泉女学園大学大学院教授
清 原 慶 子	三鷹市長
駒 村 康 平	慶應義塾大学経済学部教授
佐 藤 博 樹	東京大学社会科学研究所教授
篠 原 淳 子	日本労働組合総連合会総合政策局生活福祉局局長
庄 司 洋 子	立教大学大学院21世紀社会デザイン研究科教授
杉 山 千 佳	有限会社セレーノ代表取締役
野 呂 昭 彦	三重県知事
福 島 伸 一	日本経済団体連合会少子化対策委員会企画部会長
宮 島 香 澄	日本テレビ報道局解説委員
山 縣 文 治	大阪市立大学生活科学部教授
山 本 文 男	福岡県添田町長
吉 田 正 幸	有限会社遊育代表取締役

(注) ◎は部会長、○は部会長代理

(五十音順 敬称略)

次世代育成支援のための新たな制度体系の検討について

「子どもと家族を応援する日本」重点戦略(平成19年12月少子化社会対策会議決定)

- 国民の結婚・出産・子育てに関する希望と現実の乖離を解決するためには、「就労」と「結婚・出産・子育て」の二者択一構造の解決が不可欠であり、①働き方の改革による「仕事と生活の調和」の実現と、②仕事と子育ての両立、家庭における子育てを支援する社会的基盤の構築の2つの取組を「車の両輪」として取り組むことが必要。
- このため、仕事と生活の調和の実現と、希望する結婚・出産・子育ての実現を支える給付・サービスを、体系的・普遍的に提供し、必要な費用について、次世代の負担とすることなく、国・地方公共団体・事業主・個人の負担・拠出の組合わせによって支える具体的な制度設計の検討に直ちに着手の上、税制改革の動向を踏まえつつ速やかに進めるべき。

社会保障審議会 少子化対策特別部会における検討

- 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略を踏まえ、社会保障審議会に少子化対策特別部会を設置(平成19年12月)。平成20年3月より新たな制度設計に向けた検討を開始。(※3月までは重点戦略で示された「先行して取組むべき課題」について検討。)
- 平成20年5月20日に新たな制度設計に向けた「基本的考え方」をとりまとめ。
- 同年9月より議論を再開し、「基本的考え方」に基づき、具体的制度設計を本格的に開始。
- 12月9日に、保育制度のあり方を中心とする「第1次報告」(案)を提示。
- 平成21年2月24日に第1次報告のとりまとめ。
- 第1次報告のとりまとめ後も引き続き、更なる詳細設計を続ける予定。

(社会保障審議会 少子化対策特別部会 委員構成)

岩 渕 勝 好	東北福祉大学教授
岩 村 正 彦	東京大学大学院法学政治学研究科教授
内 海 裕 美	吉村小児科院長
大 石 亜希子	千葉大学法経学部准教授
大日向 雅 美	恵泉女学園大学大学院教授
清 原 慶 子	三鷹市長
駒 村 康 平	慶應義塾大学経済学部教授
佐 藤 博 樹	東京大学社会科学研究所教授
篠 原 淳 子	日本労働組合総連合会総合政策局生活福祉局局长

庄 司 洋 子	立教大学大学院21世紀社会デザイン研究科教授
杉 山 千 佳	有限会社セレーノ代表取締役
野 呂 昭 彦	三重県知事
福 島 伸 一	日本経済団体連合会少子化対策委員会企画部会長
宮 島 香 澄	日本テレビ報道局記者
山 縣 文 治	大阪市立大学生活科学部教授
山 本 文 男	福岡県添田町長
吉 田 正 幸	有限会社遊育代表取締役

(五十音順 敬称略)

少子化対策特別部会の経過

(平成 20 年)

○第 10 回 9 月 5 日 (金) 15:00~17:00

- ・最近の動きの報告
- ・ヒアリング (全国私立保育園連盟、全国保育協議会、日本保育協会)

○第 11 回 9 月 18 日 (木) 17:00~19:00

- ・次世代育成支援施策の全体像の確認、「基本的考え方」を踏まえた具体化が必要な検討事項の確認
- ・ヒアリング (横浜市・保育園を考える親の会 普光院亜紀氏・全国学童保育連絡協議会 真田祐氏)

○第 12 回 9 月 30 日 (火) 17:00~19:00

- ・保育サービスの提供の新しい仕組みについて①
- (保育サービスの必要性の判断基準・利用方式等について①)

○第 13 回 10 月 6 日 (月) 17:00~19:00

- ・保育サービスの提供の新しい仕組みについて②
- (保育サービスの必要性の判断基準・利用方式等について②、事業者参入について①、保育サービスの質の向上について①)

○第 14 回 10 月 14 日 (火) 17:00~19:00

- ・保育サービスの提供の新しい仕組みについて③
- (事業者参入について②、認可外保育施設について①)
- ・ヒアリング (東京都)

○第 15 回 10 月 22 日 (水) 15:00~17:00

- ・保育サービスの提供の新しい仕組みについて④
- (認可外保育施設について②、保育サービスの質の向上について②)
- ・ヒアリング (東京大学名誉教授 小林登氏、新宿せいが保育園園長 藤森平司氏)

○第 16 回 10 月 29 日 (水) 15:00~17:00

- ・放課後児童クラブについて①
- ・すべての子育て家庭に対する支援について
- ・ヒアリング (バオバブ保育園ちいさな家園長 遠山洋一氏、特定非営利活動法人びーのびーの事務局長 原美紀氏)

○第 17 回 11 月 11 日 (火) 17:00~19:00

- ・放課後児童クラブについて②
- ・地域の保育機能の維持・向上について
- ・情報公表、第三者評価等について
- ・これまでの議論の項目と保育サービス全体について①

○第 18 回 11 月 21 日 (金) 10:00~12:00

- ・これまでの議論の項目と保育サービス全体について②
- ・経済的支援について①
- ・社会全体での重層的負担・「目的・受益」と連動した費用負担について①

○第 19 回 12 月 3 日 (水) 15:00~17:00

- ・経済的支援について②
- ・社会全体での重層的負担・「目的・受益」と連動した費用負担について②
- ・これまでの議論の整理

○第 20 回 12 月 9 日 (火) 17:00~19:00

- ・社会保障審議会少子化対策特別部会第 1 次報告 (案) (議論のたたき台) について

○第 21 回 12 月 16 日 (火) 15:00~17:00

- ・社会保障審議会少子化対策特別部会第 1 次報告 (案) について

(平成 21 年)

○第 22 回 2 月 24 日 (火) 13:00~15:00

- ・社会保障審議会少子化対策特別部会第 1 次報告 (修正案) について

保育事業者検討会の経過

(平成 20 年)

○第 1 回 9 月 29 日 (月) 17:00~19:00

- ・最近の動きの報告
- ・少子化対策特別部会の議論について

○第 2 回 10 月 21 日 (火) 17:00~19:00

- ・保育サービスの提供の新しい仕組みについて
- (保育サービスの必要性の判断基準・利用方式について、事業者参入について)
- ・少子化対策特別部会の議論について

○第 3 回 10 月 27 日 (月) 13:00~15:00

- ・保育サービスの質の向上について
- ・認可外保育施設について
- ・少子化対策特別部会の議論について

○第 4 回 11 月 17 日 (月) 13:00~15:00

- ・すべての子育て家庭に対する支援について
- ・地域の保育機能の維持・向上について
- ・情報公表、第三者評価等について
- ・保育サービス全般について
- ・少子化対策特別部会の議論について

○第 5 回 12 月 3 日 (水) 17:30~19:30

- ・保育サービス全般について
- ・少子化対策特別部会の議論について

○第 6 回 12 月 10 日 (水) 15:00~17:00

- ・保育サービス全般について
- ・少子化対策特別部会の議論について

(平成 21 年)

○第 7 回 2 月 16 日 (月) 15:00~17:00

- ・社会保障審議会少子化対策特別部会第 1 次報告 (案) について

○第 8 回 2 月 24 日 (火) 10:00~12:00

- ・社会保障審議会少子化対策特別部会第 1 次報告 (修正案) について

次世代育成支援のための新たな制度体系の設計
に関する保育事業者検討会
開催要綱

1 目的

現在、地方自治体関係者や労使関係者などからなる社会保障審議会少子化対策特別部会において、『「子どもと家族を応援する日本」重点戦略』等に基づき、国・地方・事業主・個人の負担の組み合わせによって支える包括的な次世代育成支援のための具体的な制度設計について、税制改革の動向を踏まえつつ検討が進められているところであり、本年5月に「次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けた基本的考え方」がとりまとめられたところである。

「経済財政改革の基本方針 2008」等において、「保育サービスに係る規制改革については、子どもの福祉への配慮を前提に、利用者の立場に立って、平成 20 年内に結論を出す」こととされており、今後、これに基づき、少子化対策特別部会においてさらに議論を進めることとしているが、この議論に資するため、雇用均等・児童家庭局長が、保育事業者等の参集を求め、次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に関して議論を行うため、本検討会を開催することとする。

2 構成

- (1) 検討会の構成員は別紙のとおりとする。
- (2) 検討会に座長を置く。

3 検討事項

次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に関する検討等

4 運営

検討会の庶務は、雇用均等・児童家庭局保育課が行う。

5 その他

この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が雇用均等・児童家庭局長と協議の上、定める。

(別紙)

次世代育成支援のための新たな制度体系の設計
に関する保育事業者検討会 名簿

伊東 安男	全国保育協議会副会長・建昌保育園園長
岩渕 勝好	東北福祉大学教授
岡 健	大妻女子大学家政学部准教授
木原 克美	全国私立保育園連盟常務理事・御池保育所園長
坂崎 隆浩	日本保育協会保育問題検討委員会委員長・野木保育園 理事長
佐久間貴子	株式会社ベネッセスタイルケア チャイルドケア事業部長
庄司 洋子	立教大学大学院 21 世紀社会デザイン研究科教授
菅原 良次	全国私立保育園連盟常務理事・たんぽぽ保育園園長
永野 繁登	日本保育協会理事・玉川保育園園長
西田 泰明	全国保育協議会副会長・わかば保育園園長
西村 重稀	仁愛女子短期大学教授
宮島 香澄	日本テレビ報道局解説委員
棕野 美智子	大分大学教授
山口 洋	株式会社 JP ホールディングス代表取締役

(五十音順 敬称略)

次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けた 基本的考え方 概要

〔平成20年5月20日 社会保障審議会 少子化対策特別部会とりまとめ〕

○「子どもと家族を応援する日本重点戦略」を受け、次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けた基本的考え方をとりまとめたもの。
○引き続き、税制改革の動向を踏まえつつ、以下の基本的考え方に基づき、具体的制度設計を速やかに進めていく必要がある。

1 基本認識

～新制度体系が目指すもの～

- ① すべての子どもの健やかな育ちの支援
- ② 結婚・出産・子育てに対する国民の希望の実現
- ③ 未来への投資(将来の我が国の担い手の育成の基礎等)

～新制度体系に求められる要素～

- ① 包括性・体系性 (様々な考え方に基づく次世代育成支援策の包括化・体系化)
- ② 普遍性 (誰もが、どこに住んでいても、必要なサービスを選択・利用できる)
- ③ 連続性 (育児休業から小学校就学後まで切れ目がない)

効果的な財政投入 ・ そのために必要な財源確保 ・ 社会全体による重層的な負担

2 サービスの量的拡大

- ・ 子育て支援サービスは、全般的に「量」が不足(必要な人が必要な時に利用できていない)。大きな潜在需要を抱えている。
- ・ 限られた財源の中、「質」の確保と「量」の拡充のバランスを常に勘案し、「質」の確保された「量」の拡充を目指す必要。
- ・ 「量」の抜本的拡充のためには、多様な主体の多様なサービスが必要であり、参入の透明性・客観性と質の担保策が必要。

3 サービスの質の維持・向上

《全体的事項》

- ・ 質の高いサービスによる子どもの最善の利益の保障が重要。質の向上に向けた取組の促進方策を検討すべき。

《保育サービス》

- ・ 役割の拡大に応じた保育の担い手の専門性の向上、職員配置や保育環境の在り方の検討が必要。
- ・ 保育サービスの「質」を考えるに際しては、認可保育所を基本としつつ、保育サービス全体の「質」の向上を考える必要。

4 財源・費用負担

- ・ 次世代育成支援は、「未来への投資」や「仕事と子育ての両立支援」の側面も有し、社会全体(国、地方公共団体、事業主、個人)の重層的負担が求められる。
- ・ 給付・サービスの「目的・受益」と「費用負担」は連動すべきことを踏まえ、関係者の費用負担に踏み込んだ議論が必要。
- ・ 地方負担については、地域特性に応じた柔軟な取組を尊重しつつ、不適切な地域差が生じないような仕組みが必要。
- ・ 事業主負担については、「仕事と子育ての両立支援」や「将来の労働力の育成」の側面、給付・サービスの目的等を考慮。
- ・ 利用者負担については、負担水準、設定方法等は重要な課題。低所得者に配慮しつつ、今後、具体的議論が必要。

5 保育サービスの提供の仕組みの検討

- ・今日のニーズの変化に対応し、利用者の多様な選択を可能とするため、良好な子どもの育成環境と親の成長を支援する対人社会サービスとしての公的性格や特性も踏まえた新しい保育メカニズム(完全な市場メカニズムとは別個の考え方)を基本に、新しい保育サービスの提供の仕組みを検討していくことが必要。
- ・「保育に欠ける要件については、より普遍的な両立支援、また全国どこでも必要なサービスが保障されるよう、客観的にサービスの必要性を判断する新たな基準等の検討が必要。
- ・契約など利用方式の在り方についても、新しい保育メカニズムの考え方を踏まえ、利用者の選択を可能とする方向で検討。
- ・その際、必要度の高い子どもの利用の確保等、市町村等の適切な関与や、保護者の選択の判断材料として機能しうる情報公表や第三者評価の仕組み等の検討が併せて必要。また、地方公共団体が、地域の保育機能の維持向上や質の向上に適切に権限を発揮できる仕組みが必要。
- ・新しい仕組みを導入する場合には、保育サービスを選択できるだけの「量」の保障と財源確保が不可欠。
- ・幼稚園と保育園については、認定こども園の制度運用の検証等も踏まえた就学前保育・教育の在り方全般の検討が必要。

6 すべての子育て家庭に対する支援等

- ・新制度体系における対象サービスを考えるに際しては、仕事と子育ての両立支援のみならず、すべての子育て家庭に対する支援も同時に重要。その量的拡充、質の維持・向上、財源の在り方を考えていくことが必要。

7 多様な主体の参画・協働

- ・保護者、祖父母、地域住民、NPO、企業など、多様な主体の参画・協働により、地域の力を引き出して支援を行うべき。
- ・親を一方的なサービスの受け手とするのではなく、相互支援など積極的な親の参画を得る方策を探るべき。

8 特別な支援を必要とする子どもや家庭に対する配慮

- ・新制度体系の設計に当たっては、虐待を受けた子ども、社会的養護を必要とする子ども、障害児など特別な支援を必要とする子どもや家庭に対する配慮を包含することが必要。

9 働き方の見直しの必要性…仕事と生活の調和の実現

- ・少子化の流れを変えるためには、子育て支援サービスの拡充と同時に、父親も母親も、ともに子育ての役割を果たしうるような働き方の見直しが不可欠。仕事と子育てを両立できる環境に向けた制度的対応を含め検討すべき。

以上の基本的考え方を推進していくため、今後、サービスの利用者(将来の利用者含む)、提供者、地方公共団体、事業主等、多くの関係者の意見を聴くとともに、国民的議論を喚起し、次世代育成支援に対する社会的資源の投入についての合意を速やかに得ていくことが必要である。その上で、投入される財源の規模に応じた進め方に留意しつつ、その具体的制度設計について、国民的な理解・合意を得ていく必要がある。

次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けた

基本的考え方

平成20年5月20日
社会保険審議会
少子化対策特別部会

昨年末の「子どもと家族を応援する日本」重点戦略(以下「重点戦略」という。)のとりまとめを受け、社会保障審議会少子化対策特別部会においては、本年3月より、6回に渡り、次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けた議論を行い、今後の具体的な制度体系設計の検討に向け、以下のとおり基本的考え方をとりまとめた。

我が国の少子化の現状は猶予を許さないものであり、また、国民の高い関心もある。こうしたことを念頭に、経済財政諮問会議や地方分権改革推進委員会などから様々な指摘が出されていることも踏まえながら、引き続き、税制改革の動向を踏まえつつ、必要な財源の手当を前提として、以下の基本的考え方に基づき、速やかに議論を進めていく必要がある。その際、社会保障国民会議においても関連する議論が行われており、連携を図りながら議論を進めていく必要がある。

1 基本認識

(1) 新制度体系が目指すもの

(すべての子どもの健やかな育ちの支援)

- 次世代育成支援のための新たな制度体系(以下「新制度体系」という。)においては、「すべての子どもの健やかな育ちの支援」という考えを基本におくことが重要である。

(結婚・出産・子育てに対する国民の希望の実現)

- 重点戦略で示されたとおり、我が国においては、結婚・出産・子育てに対する国民の希望と現実が大きく乖離している現状がある。この乖離を生み出している社会的要因を取り除くことを通じ、国民の希望する結婚・出産・子育てが実現できる社会としていくことが求められている。

(働き方の改革と子育て支援の社会的基盤の構築)

- また、人口減少下における持続的な経済発展の基盤としても、「若者や女性、高齢者の労働市場参加の実現」と「国民の希望する結婚や出産・子育ての実現」の二点を同時達成することが必要であり、就労と出産・子育ての二者択一構造を解決する必要がある。

そのためには、「働き方の改革による仕事と生活の調和の実現」という考え方と、「親の仕事と子育ての両立や家庭における子育てを支援する社会的基盤の構築」という考え方の両面を基本におくことが必要である。

(未来への投資)

- 新制度体系においては、次世代育成支援が、良好な育成環境の実現により、子どもの成長に大きな意義を有するとともに、社会問題の減少など長期的な社会的コストの低減も期待され、また、将来の我が国の担い手の育成の基礎となるものであり、「未来への投資」とであるという視点を共有する必要がある。

(2)新制度体系に求められる要素

(包括性・体系性)

- 新制度体系においては、給付内容や費用負担がそれぞれの考え方にに基づき行われている次世代育成支援に関する給付・サービス(※)を、広く包括的に捉えた上で、関係府省間において連携を図りつつ、体系的に整理していくことが必要である。

※ 次世代育成支援に関する給付・サービスについては、

- ・ 現物給付として、保育・放課後児童クラブといった仕事と子育ての両立を支えるサービスの他、地域子育て支援拠点事業などの子育て支援サービス、妊婦健診・乳幼児健診等の母子保健サービス、児童虐待防止や社会的養護など
- ・ 現金給付として、児童手当・育児休業給付などが含まれる。

これらサービス・給付が、市町村や都道府県の連携等により、総合的に行われることが必要。

(普遍性)

- 新制度体系においては、地方公共団体の適切な関与の下で、誰もが、どこに住んでいても、必要なサービスを選択し、利用できるようにすることが必要である。

(連続性)

- 新制度体系においては、事業主の取組と地方公共団体の取組の連結や十分なサービス量の確保等を通じ、育児休業明けの保育所入所、就学後の放課後児童クラブの利用等、切れ目ない支援が行われるようにすることが必要である。

(3) 効果的な財政投入、そのために必要となる財源確保と社会全体による重層的な負担

- 我が国の次世代育成支援に対する財政投入は、諸外国に比べ規模が小さい(※)。今後、サービス量の拡大を行っていくためには、一定規模の効果的財政投入が必要である。そのために、税制改革の動向を踏まえつつ検討を行い、必要な負担を次世代に先送りするようなことはあってはならない。

※児童・家族関係社会支出の対GDP比を見ると、欧州諸国が2～3%であるのに対し、日本は1%未満となっている。また、日本の社会保障全体に占める児童・家族関係社会支出は4%に過ぎず、欧州諸国と比較しても、とりわけ人生前半期に対する社会支出が際だって低い。

- 新制度体系において必要な費用の負担のあり方を考えるに際しては、次世代育成支援が、将来の我が国の担い手の育成を通じた社会経済の発展の礎(未来への投資)という側面を有することを踏まえ、社会全体(国、地方公共団体、事業主、個人)で重層的に支え合う仕組みが求められる。
- 今後、国民的議論を喚起し、次世代育成支援に対する社会全体での負担の合意を得る努力を行うことが必要である。

2 サービスの量的拡大

(1) 「質」が確保された「量」の拡充

- 次世代育成支援に対する財政投入全体の規模の拡充が必要であるが、緊急性の高さや実施や普及に時間がかかることを考慮し、とりわけサービス(現物給付)の拡充に優先的に取り組む必要がある。
- 我が国の子育て支援サービスは、全般的に「量」が不十分であり、保育サービス、放課後児童クラブや、地域子育て支援拠点、一時預かり、社会的養護など、様々なサービスにおいて、必要な人が必要な時に利用可能な状態にはなっていない。特に、保育サービスや放課後児童クラブなど、仕事と子育ての両立を支えるサービスについては、サービス基盤の整備と、女性の就業希望の実現が相互に関連するため、大きな潜在需要を抱えている。
- 保育サービス等については、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」において10年後(2017年)の目標として掲げられたサービス量の実現に向け、「新待機児童ゼロ作戦」の展開等により、待機児童の多い地域への重点的取組とともに、女性の就業率の高まりに応じた潜在需要にも対応し、スピード感を持って量的拡大をすることが必要である。
- その際には、限られた財源の中で、子どもの健やかな育成のために必要な「質」の確保と、「量」の拡充の必要性のバランスを常に勘案することが求められる。

(2) 「量」の拡充に向けた視点・留意点

- 保育サービス等の抜本的な「量」の拡充を実現するためには、認可保育所の拡充を基本としつつ、多様な主体が、働き方やニーズの多様化に対応した多様なサービスを提供する仕組みとしていくことが必要である。その際、多様な提供主体の参入に際しての透明性・客観性を高めるとともに、「質」の担保の方策を考えていく必要がある。
- また、従事者の中長期的な需給を見通しながら、その確保のための方策を検討していく必要がある。その際には、仕事と生活の調和や働き甲斐、キャリアパスなど、人材の定着に向けた働き方や処遇のあり方についても、併せて検討する必要がある。

3 サービスの質の維持・向上

(1) 全体的事項

- 質の高い専門性のあるサービスを提供することで、子どもの最善の利益を保障し、子どもの健やかな育ちを支援することが重要である。
- 保育サービス、放課後児童クラブ、その他各種子育て支援サービス、社会的養護などについて、子の年齢、家庭の状況、サービス利用時間、サービスへの親の関わり方、サービス提供方法などに応じたサービスの質の確保やその検証を行っていくことが重要である。
- 将来的に優れた人材確保を行っていくためには、保育士等の従事者の処遇のあり方は重要であり、サービスの質の向上に向けた取組が促進されるような方策を併せて検討すべきである。

(2) 保育サービス

- 子どもの健やかな成長に大きな影響を及ぼす保育サービスに関しては、担い手に相応の専門性が必要である。また、多様化する家族問題への対応、親に対する支援、障害をもつ子どもの受入れなど、保育サービスの担う役割が拡大しており、それに対応した専門性の向上も求められる。
- 保育所に期待されている役割の拡大に応じ、人格形成期のすべての子どもに対する適切な保育が確保されるよう、保育士や専門職等の職員配置や、子どもの生活空間等の保育環境の在り方を検討する必要がある。
- 保育環境等のあり方については、利用者の意見や地域性、地方公共団体やサービス提供者の創意工夫の発揮に十分配慮しながら、その維持・向上を図ることが必要であり、科学的・実証的な調査・研究により継続的な検証を行っていく仕組みを検討していく必要がある。
- 保育サービスの「質」を考えるに際しては、認可保育所を基本としつつ、その他の認可保育所以外の多様なサービスを視野に入れ、地域のすべての子どもの健やかな育ちを支援するため、保育サービス全体を念頭においた「質」の向上を考える必要がある。
- 保育サービスは、行政、サービス提供主体及び保護者が、連携・協力してサービスを改善していくという視点が重要である。

4 財源・費用負担

(1) 社会全体による費用負担

- 次世代育成支援は、「現在の子育て家庭に対する福祉」としての側面のみならず、将来の我が国の担い手の育成を通じた社会経済の発展の礎(未来への投資)という側面や、仕事と子育ての両立支援としての側面を有し、我が国の重要な政策課題である。新制度体系において必要な費用負担のあり方を考えるに際しては、次世代育成支援が、こうした側面を有することを踏まえ、1(3)に示す基本認識の下、社会全体で重層的に支え合う仕組みが求められる。
- また、次世代育成支援に関する給付・サービスの目的や受益とそれらに対する費用負担のあり方が連動すべきものであることを踏まえ、国・地方自治体・事業主・個人が、それぞれの役割に応じどのように費用を負担していくか、さらに踏み込んだ議論が必要である。

(2)地方財政への配慮

- 保育所をはじめ子育て支援サービスの主たる実施主体である市町村の厳しい財政事情に配慮し、新制度体系への地方負担について財源の確保を図るなどにより、サービス水準を維持・向上させていくことを検討する必要がある。
- その際、地域特性に応じた柔軟な取組を最大限尊重しつつ、不適切な地域差が生じないような仕組みを考える必要がある。
- 公立保育所の一般財源化による影響を踏まえた議論が必要である。

(3)事業主の費用負担

- 事業主の費用負担を考えるに際しては、次世代育成支援の現在の労働者の両立支援としての側面、将来の労働力の育成の基礎としての側面などを考慮するとともに、働き方と関連の深いサービスなど、個別の給付・サービスの目的・性格も考慮すべきである。

(4)利用者負担

- 利用者負担について、給付費に対する負担水準をどうするか、その設定方法をどうするか等は重要な課題であり、低所得層が安心して利用できるようにすることに配慮しつつ、今後、具体的な議論が必要である。

(5)その他

- また、給付に対する社会全体(国・地方自治体・事業主・個人)の重層的負担、利用者負担に加え、多様な主体による寄付の促進方策についても検討すべきである。

5 保育サービス提供の仕組みの検討

(基本的考え方)

- 希望するすべての人が安心して子どもを育てながら働くことができるように、全国どこにおいても一定水準の保育機能が確保され、かつその質の向上が図られるとともに、保育の機会がそれぞれの事情に応じて選択できることを基本に考える必要がある。

○ 保育サービス提供の仕組みについては、保育サービスを量的に拡大し、利用者の多様なニーズに応じた選択を可能としていくために、効率化を図っていく必要がある。

併せて、保育サービスには、対人社会サービスとして、以下のような公的性格・特性があり、これらを踏まえる必要がある。

- ・ 良好な育成環境の保障という公的性格
- ・ 情報の非対称性
- ・ 質や成果の評価に困難が伴うこと
- ・ 選択者(保護者)と最終利用者(子ども)が異なること
- ・ 子育て中の親が親としての役割を果たすための支援など保育サービス提供者と保護者の関係は単なる経済的取引で捉えきれない相互性を有すること

○ 従って、今日のニーズに対応し、利用者の多様な選択を可能とするため、保育サービス提供の仕組みについては、こうした対人社会サービスとしての公的性格や特性も踏まえた新しい保育メカニズム(完全な市場メカニズムとは別個の考え方に基づく。)を基本に、新しい仕組みを検討していくことが考えられる。

(保育サービスの必要性の判断基準)

○ 保育サービスの必要性については、現状では、各市町村が条例に基づき「保育に欠ける」旨の判断を行っているが、より普遍的に仕事と子育ての両立を支援する観点から、また、全国どこでも必要な保育サービスが保障されるよう、客観的にサービスの必要性を各地域で適切に判断できる新たな基準を導入するなど、保育サービスの利用要件のあり方を検討する必要がある。

(利用方式のあり方)

○ 保護者とサービス提供者の契約など利用方式のあり方についても、新しい保育メカニズムの考え方を踏まえつつ、利用者の多様なニーズに応じた選択を可能とする方向で、保育をめぐる需給バランスの改善とも並行して、さらに検討していく必要がある。

○ その際、保護者は基本的に子どものために選択を行うと期待されるが、保護者と子どもの利益が一致しない場合に子どもの利益を配慮すること、保育支援の必要度が高い子どもの利用が損なわれないこと、サービス提供者による不適切な選別がなされないこと等、保育サービスの提供の責任を有する市町村等が適切に関与する仕組みや、保護者が情報を適切に入手、理解できるような支援、選択に際しての判断材料として機能しうる情報公表や第三者評価の仕組み等を併せて検討することが必要である。

○ また、これらの新しい仕組みを導入する場合には、新たな基準により保育サービスの必要性が認められた保護者が、それぞれの事情に応じて保育サービスを選択できるだけの「量」が保障されること、また、それを裏付ける財源の確保がなされることが不可欠である。

(地域特性への配慮)

- さらに、保育サービスが、基本的に利用する保護者の生活圏で提供され、地域との関わりが密接であることにかんがみ、地方公共団体が、地域の保育機能の維持向上や質の向上に適切に権限を発揮できる仕組みが必要である。
- また、待機児童がいる都市部と、過疎化が進み厳しい財政状況の中でやっと保育機能を維持している地域とでは、問題の質や、取り組むべき内容が異なることに留意した対応が必要である。とりわけ、少子化が進行している過疎地域においては、地域の保育機能や子育て支援機能の維持向上が図られるように、実情に合わせた柔軟かつ質を担保した適切な支援を行う必要がある。

(幼保連携)

- 幼稚園と保育所については、現行の幼稚園による預かり保育の実施状況や、認定こども園の制度運用の検証も踏まえ、関係府省間において連携を図りながら、就学前保育・教育施策のあり方全般に関する検討が必要である。

6 すべての子育て家庭に対する支援等

- 新制度体系における対象サービスを考えるに際しては、保育サービス等の仕事と子育ての両立に関わるもののみならず、妊婦健診、一時預かり、地域子育て支援拠点事業、生後4ヶ月までの全戸訪問事業等、すべての子育て家庭に対する支援も同時に重要であり、その量的拡充、質の維持・向上、財源のあり方を考えていく必要がある。
- 子どもが病気になったときにできる限り保護者が仕事を休める働き方の見直しが必要であるが、病児・病後児保育については、現状では、箇所数が限られており、誰もがどこに住んでいても必要な時に利用できる実情にはないため、就業継続に関して非常に重要な意義を有していることにかんがみ、保護者、事業主等の理解・協力の下、その拡充が必要である。
- 認定こども園や、放課後子どもプラン等についても、地域に実情に応じた事業の取組の実態を踏まえ、関係府省や地方公共団体とも連携して、保護者や子ども本位のサービスを行えるよう、柔軟な支援を行っていくことが重要である。
- 親の成長の支援の必要性等も踏まえ、地域の様々な次世代育成支援の取組を把握し、親の子育てを支援するコーディネーター的役割を果たす体制についても検討すべきである。
- 育児休業の取得促進には育児休業給付が重要であるなど、現金給付についても議論が必要である。

7 多様な主体の参画・協働

- 利用者の視点に立った制度の見直し、運用改善を継続的に行い、制度の弾力性、持続可能性を図っていく仕組みを検討すべきである。
- 新制度体系に基づく次世代育成支援は、保護者、祖父母、高齢者をはじめとする地域住民、NPO、企業など、多様な主体の参画・協働により、地域の力を引き出して行っていくべきである。
- サービスの担い手としては、依然として行政や社会福祉協議会などの半公的な主体が大半を占めているものもあり、新規参入のNPO等が参入しづらい現状がある。今後、多様な主体の参画に向けた検討がなされるべきである。
- 地方公共団体における施策の決定過程やサービスの現場等においても、親を一方的なサービスの受け手としてではなく、相互支援や、サービスの質の向上に関する取組などに積極的に参画を得る方策を探るべきである。

8 特別な支援を必要とする子どもや家庭に対する配慮

- 新制度体系の設計に当たっては、虐待を受けた子どもや社会的養護を必要とする子ども、障害児など特別な支援を要する子どもや家庭に対する配慮を包含することが必要である。
- 社会的養護を必要とする子どもたちが、家庭的環境や地域社会とのつながりの中で生活ができるよう、サービスの小規模化や地域化が必要とされる。また、新制度体系下における子育て支援サービスと社会的養護との連結に配慮した仕組みとすることが必要である。
- 新制度体系におけるサービスを考えるに際しては、障害を有する子どもやその保護者が地域の中で共に生活ができるよう、それらの親子が利用しやすいものとする配慮が必要とされる。

9 働き方の見直しの必要性・・・仕事と生活の調和の実現

- 少子化の流れを変えるためには、子育て支援に関する社会的基盤の拡充だけでなく、働き方の見直しによる「仕事と生活の調和」の実現を車の両輪として進めていくことが必要である。
- その際、仕事と生活の調和の実現と子育て支援に関する社会的基盤の拡充の両者が相互補完的な役割を有することを踏まえることが重要である。特に、0歳児保育、延長保

育や病児・病後児保育など、働き方の見直しが不十分であるが故に、本来的なニーズ以上に必要とされているものもあり、サービスの拡充と同時に、父親も母親も家庭における子育ての役割を果たしうるような働き方の見直しが不可欠である。また、仕事と生活の調和の実現に取り組む企業に対する支援についても検討していくべきである。

- このため、昨年末に策定された「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」に基づき、仕事と生活の調和の実現に向けた取組を進めるとともに、仕事と子育てを両立できる環境整備に向けた制度的対応を含めた検討を進めるべきである。
- また、出産・子育て期の女性が、長時間の正社員か、短時間の非正規かといった働き方の二極化を余儀なくされないようにしていくためにも、育児期の短時間勤務等の個人の置かれた状況に応じた多様で柔軟な働き方を選択できるようにするとともに、公正な処遇を確保することが重要である。
- 地方公共団体が見直し予定の後期行動計画等においても、働き方の見直しに関する検討を深め、実効性ある計画にすることが求められる。

終わりに

当部会の次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けた基本的考え方は以上である。こうした基本的考え方を推進していくために、今後、サービスの利用者(子育て当事者をはじめとして、広く将来の利用者も含む)、提供者、地方公共団体、事業主など多くの関係者の意見を聞くとともに、国民的な議論を喚起し、次世代育成支援に対する社会的資源の投入についての合意を速やかに得ていくことが必要である。

その上で、投入される財源の規模に応じた進め方に留意しつつ、その具体的制度設計について、国民的な理解・合意を得ていく必要がある。